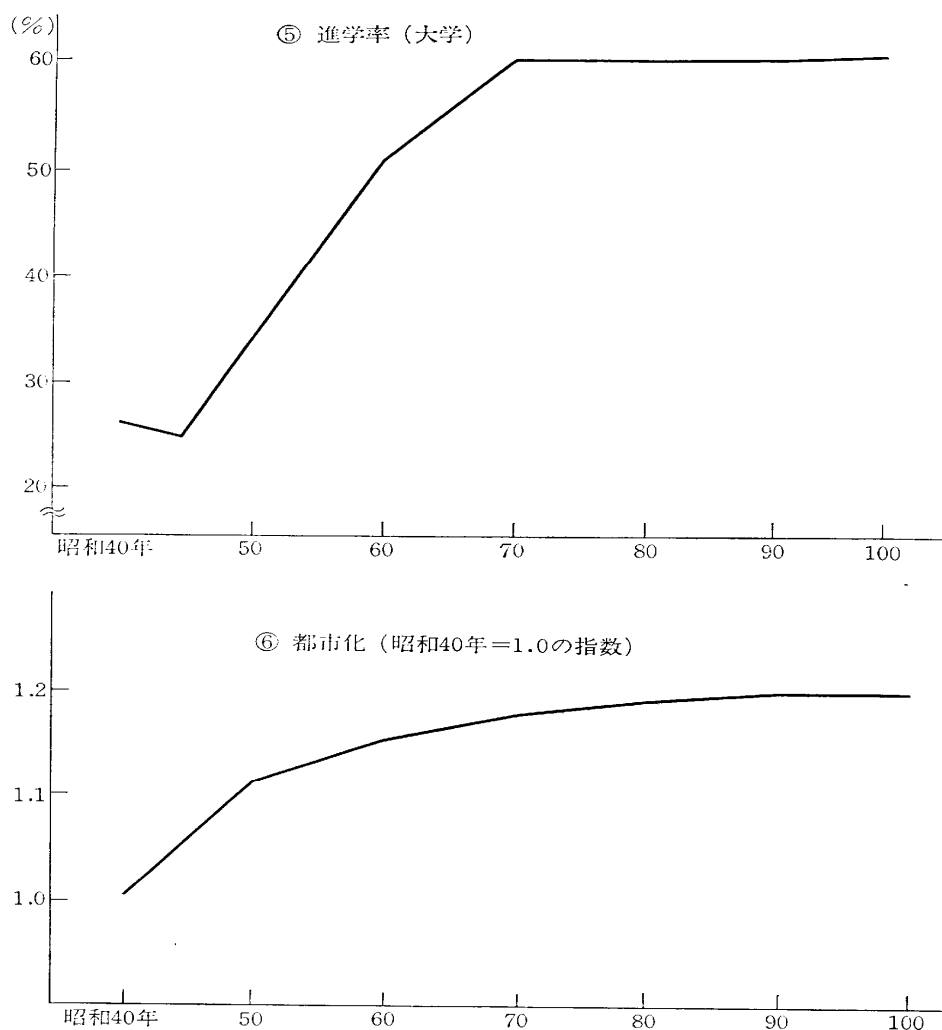


(図III - 2 - 1の続き)



ある。

第2節 モデルから見た高齢化社会の問題と課題

1. モデルに与えた外的条件

すでに述べたように、このモデルは社会の全体システムを示すトータルな社会モデルではなく、社会の幾つかのサブシステムを対象としている。このため、モデルによる将来予測に際しては、社会、経済における主要指標の幾つかを与件としてモデル外から与えている。

その第一は人口である(人口は厚生省人口問

題研究所の予測値を用いている)。人口をモデル内の内生変数として取り扱うことは、もちろん可能ではあるが、我々の分析の主眼が人口構成の将来予測よりも、人口の老齢化によるインパクトを分析する点にあったため、外生変数とした。

次に、経済成長率(従って経済規模)、都市化、進学率、労働力需要などの経済、社会指標もモデル外から与えられている。これら指標の動きは、図III - 2 - 1のように考えた。これらの指標は、我々の対象としたシステム範囲では内生化することが難しいと考えられたためであ

高齢化社会の諸問題

表 III - 2 - 1 モデルの政策変数とその内容（標準ケース）

（年金セクター）	
国民年金受給者数	対象年齢65歳以上，値については「モデルの概略」参照
国民年金被保険者数	値は「モデルの概略」参照
国民年金給付率	昭和40～50年6.5%，70年以降22.5%（若年所得比）
国民年金国庫補助率	昭和40～50年は積立て時の1/3，50年以降給付時の1/3
厚生年金受給者数	対象年齢60歳以上，値については「モデルの概略」参照
厚生年金被保険者数	値は「モデルの概略」参照
厚生年金給付率	昭和40～50年16%，70年以降45%（若年所得比）
厚生年金国庫補助率	給付時の20%
（医療セクター）	
老人医療費健保負担率	昭和50年以降医療費の65%
老人医療費健保に対する国庫補助率	48%
老人医療費健保以外の公費扶助率	昭和50年19%，以降は老人の年齢構成によって変化
病院等施設建設レイト	昭和50年以降年間2万ベッド増設
（老人福祉セクター）	
老人福祉施設建設レイト	昭和50年以降年間9,000人分増設
（老人所得セクター）	
恩給受給者比率（老人人口比）	昭和50年の23%をピークに80年にはゼロ

る。

以上の人口及び経済，社会指標は次に述べるシミュレーションにおいては不変とした。

以上の外的条件の他に，モデルは幾つかの政策変数を外生変数として持っている。年金受給者数，同給付額，病院，老人保護施設の建設レイト，医療費の財政負担割合などである。本モデルにおけるシミュレーションは，これらの政策変数の組み合わせの効果，影響を見ることを目的として行っている。その点で次に述べるシミュレーションは「政策シミュレーション」と

呼ぶべきものである。モデルが財政セクターをアウトプット機能として持っていることにより，このシミュレーションを通して，財政の費用効果比を探ること，またそれに基づいて財源の適正配分を考えることもある程度まで可能である。

2. シミュレーションケースの概要

モデルに与えた政策変数とその内容は表 III - 2 - 1 に示されている。我々のシミュレーションは，これら政策変数の組み合わせの数だけ可能であるが，実際は，年金セクターと病療セク

表 III - 2 - 2 シミュレーション・ケースの概要

	年 金			医 療
	年 金 給 付 率	年 金 受 給 者	年金への国庫補助率	
標準ケース （ケース） 現行の政策姿勢を 継続した場合	昭和70年に若年平均 賃金の45%（ILO 基準）を達成，その 後45%で推移	厚生年金60歳～，国 民年金65歳～の全老 人	厚生年金20%，国民 年金1/3（いずれも 給付時）	70歳以上無料化を継 続
高福祉ケース （ケース）	昭和60年に45%，同 90年まで漸次引き上 げ，同90年に70%	に同じ	に同じ	無料化の対象年齢を 65歳に引き下げ。
財源配分変更 ケース（ケース）	昭和60年に一挙に 70%を達成，その後 70%で推移。	厚生年金 } 65歳～ 国民年金 } に年齢引き上げ。	厚生年金40%，国民 年金1/2に補助率引 き上げ。	有料化

ターにおける政策変数による三つのケースについて行った。これらの政策変数は、全体システムに与える影響が大きいと考えられるためである。その他の政策変数の波及効果は限定的であり、これを見るために三つの全体シミュレーションの他に、個別セクターにおけるシミュレーションも幾つか行っている。

三つのケースとは

標準ケース

高福祉ケース

財源配分変更ケース

であり、各ケースにおいて与えた政策変数の内容は表III - 2 - 2の通りである。

まず 標準ケースは 現在の政策姿勢が将来にわたって継続されると考えたケースであり、現行ケースと考えて差しつかえない。ただ厳密な意味での現行ケースと異なるのは、年金給付率が現行の給付率でなく、現在、政策姿勢として示されている将来給付率を与えている点である。また、現在の政策姿勢であるから、将来の政策変化は考慮していない。具体的な政策は、年給付金率で昭和70年にILO基準達成^(注)(その後この水準で推移)、70歳以上の医療無料化継続などである。

の高福祉ケースは、の標準ケースを上回る老人の福祉水準が達成される場合である。高福祉の内容は、年金給付率のILO基準達成がケースより10年早められて昭和60年に実現し、その後も漸次引き上げられ、昭和90年には若年所得の70%相当に達すること、また、医療無料化の対象年齢がケースの70歳から65歳に

(注) 年金給付額におけるILO基準とは、年金受給者の若年時年間平均賃金の45%以上の給付水準を指す。年金給付における物価スライド制の導入が実施されている現状から、木モデルでは、年金受給時における若年平均給与の45%の水準をILO基準に近似的な水準と考えている。なお、わが国の年金制度は制度的にはすでにILO基準を達成しているが、被保険者の払込期間の不足などもあって、実際の給付がこの基準に到達するのは昭和70年頃と見込まれている。

まで引き下げられ、無料化の対象人員が拡大することなどである。政策の現実的な予測として、年金給付率については、昭和60年にILO基準達成は可能性として充分予想され、また、その後の給付率引き上げの動きは、対若年所得比70%という水準はともかくとしても、予想され得る。医療無料化については、現在国ベースでは70歳以上が対象年齢であるが、地方公共団体においては65歳ないし60歳以上を対象年齢としているケースがある。現在の医療政策の姿としては、ケースとケースの中間程度が実勢であろう。

の財源配分変更のケースは、ケース、ケースにおける福祉水準の引き上げを、限定された対象にしかもより高い水準で行うと同時に、財源配分の変更を行うことによる効果も見ようとするものである。

具体的には、年金の受給対象年齢を65歳以上に引き上げ、受給対象者をケースより限定的にする。また、この限定された受給対象者に対する年金給付率は、昭和60年に一挙に若年所得比70%とし、以後この水準で推移する。一方で、医療無料化は廃止し、有料化によって生じた財源は、年金への国庫負担率引き上げに充当する、などである。現在の年金受給対象年齢は、厚生年金が60歳以上、国民年金が65歳以上となっており、この差異は年金制度間の不統一として問題となっている。平均寿命の伸び、受給対象者の増大などにより、問題解消の方向として65歳以上での統一が実現する可能性はかなり強い。昭和60年に一挙に給付率を引き上げるのは、後で述べるように漸次引き上げを行うと生じる若年層の年金給付(保険料)の急上昇を避けるためである。また、医療の有料化については、現在すでにその動きは出ているが、ここではそのような政策の現実性よりも、年金への国庫補助金引き上げとの関係において、財源配分のシミュレーションケースとして考えている。

以上の三つが全体シミュレーションのケースであるが、この他にを行った個別セクターでの政

高齢化社会の諸問題

策シミュレーションは以上の通りである。

年金セクター

イ 完全賦課方式のケース

ロ インフレ率 0%

ハ インフレ率 10%

ニ 国庫補助を積立て時に行うと仮定したケース

老人福祉セクター

イ 病院、施設建設レイトを2倍にしたケース

このうち、年金セクターにおけるシミュレーションは前章の年金の項で説明している。

3. 標準ケースで見た高齢化社会の姿

モデルで予測された高齢化社会の姿はどのようなものとなるであろうか。ケース ~ のシミュレーション結果を検討する前に、モデルによる高齢化社会のおおまかな姿を標準ケース(ケース)によって見ておこう。(図III - 2 - 2)

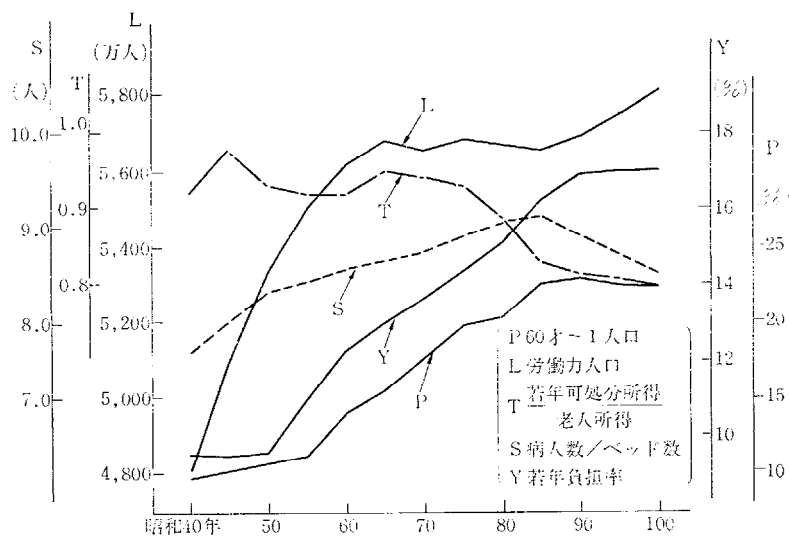
人口の高齢化の指標として60才以上人口/人口をとると、昭和40~55年にかけて40年の10%から漸次上昇したあと、昭和55年~85年の30年

間で急速に老齡化が進行し、昭和85年以降は22~23%の水準で安定する。より厳密に言えば昭和90年に人口の高齡化はピークに達し、その後、やや低下に向かう。すなわち、今後50年間の人口構成の老齡化の過程を時期によって大別すれば、昭和55年~85年の老齡化社会への移行期と85年以降の老齡化社会の安定期となる。

以上のような人口構成の変動は今後50年間の日本経済、社会に概ね次のような影響をもたらすものと予測される。

まずその第一は、労働力人口の問題である。労働力人口は、昭和65年までその伸びは鈍化しながらも漸次増加するが、昭和65年以降伸び悩みを示す。この時期は老齡化社会への移行期に対応しており、その後、老齡化社会の安定期には再び増加に向かう。このような労働力人口の伸び悩みは、若年人口の伸び悩み、進学率の上昇等による若年労働力率の低下などの要因に加えて、老人人口内部にあって年金給付率の引き上げ(ケース)においては70年にILO基準達成)による就労者比率の低下がもたらされるためである。労働人口のこのような動きは、後で

図III - 2 - 2 今後50年間の主要指標の動き (標準ケース)



(注) 若年負担率 = 年金保険料率 + 租税負担率

いずれも60歳未満就労者の平均賃分に対する比率。年金保険料率は厚生年金保険料率。

各シミュレーションにおいて認められるように、年金給付という形で一定水準の公的扶助が行われる場合、基本的挙動として生じてくることは避けられない。後述するように、人口高齢化による社会的負担の増大が一般的に貯蓄率を低下させる可能性があるため、コブ・ダグラス型の生産関数を想定すれば、生産の伸びは以上の面から制約されてくる可能生がある。また、人口に対する労働力人口の比率は、昭和52年の50%弱からボトム時（昭和90年）には40%程度となる。このような労働力率の低下は、すでに見た従属人口指数（I章参照）の上昇より急激であり、また、従属人口指数で見て高齢化社会（例えば昭和90年）と同じ水準であった昭和35年の労働力人口の比率48%（総人口比）をかなり下回ることになる。すなわち、労働力率の面から見れば、今後の人口の老齢化は、従属人口（非生産的人口）が単に子供から老人に振り替わるという変化ではなく、相対的な扶養対象者の増大を意味しているものと考えられる。

第二の問題は、この点に関連して、若年層（ここでは60歳未満を指す）の社会的負担の増大である。年金保険料、租税など若年層の公的負担は、人口の老齢化とほぼ平行して増大して行くものと予想され、昭和100年には、年金保険料と租税との合計で所得比17%程度に達することになる。昭和50年の水準に比べて約2倍である。ここでは、年金給付率を若年層所得の45%としているので、17%程度の負担率となっているが、老人に対する福祉水準を引き上げたケースではさらに大きなものとなる。ただこのような負担の増大は、従来までの私的負担との代替の側面もあり、その点では負担上昇のカーブは実勢としてもう少し緩やかであると考えておく必要がある。

また、老人所得と若年可処分所得（若年所得から前述の年金保険料、租税を控除したもの）の水準を比較すると標準ケースにおいては昭和80年まで横這いで推移したのち、80年以降、若年層の所得水準は相対的に低下して行くこととなる。これは、若年層の社会的負担率の上昇よ

りも、労働力の全般的な伸び悩みの中で、老人の就労者比率の上昇 就労所得の増大が生じるためであり、この時点では、老人の生活条件は年金給付、就労機会の増大という両面においてかなり有利になるものと考えられる。

第三の問題は、人口構成の高齢化が急速に進展することによる各種ストック量の不足の問題である。60歳以上人口は、昭和40年から昭和100年の60年間で3.3倍に増加し、特に高齢化社会への移行期である昭和55～85年の30年間では2.2倍となる。（同じ時期の人口の伸びは各々、1.5倍、1.2倍である）。このような特定階層人口の急増によって、これら階層のニーズが強い分野での施設の過密化、サービス人員の不足などの問題が生ずることは充分考えられる。ここではその代表的な例として医療施設の動向を見ると、現在と同じ規模の医療施設投資が継続されると仮定した場合、医療施設の過密化は昭和85年まで一本調子で進行することになる。すでに昭和50年においても医療無料化による老人病人の増大は医療施設の過密化を深刻な社会問題としている。過密化の進行を緩和する方向として、施設建設の促進と現行の無料化政策の再検討とが考えられるが、前者については昭和85年以降過密化は反転する傾向にあり、ピーク時に合わせた施設建設を必要とするか否かは考慮の余地があろう。また、後者については、無料化廃止は老人に対する医療水準の相対的低下にとどまらず、病气老人をかかえ込んだ家族負担の問題にまで波及する可能性がある。

このような施設容量の問題としては医療の他に、老人福祉施設、余暇施設があり、また、これら施設におけるサービス従事労働力の問題もある。サービス従事者に対する需要の増加は表III-2-3のようであり、労働力全般が伸び悩む中で大きな問題となろう。

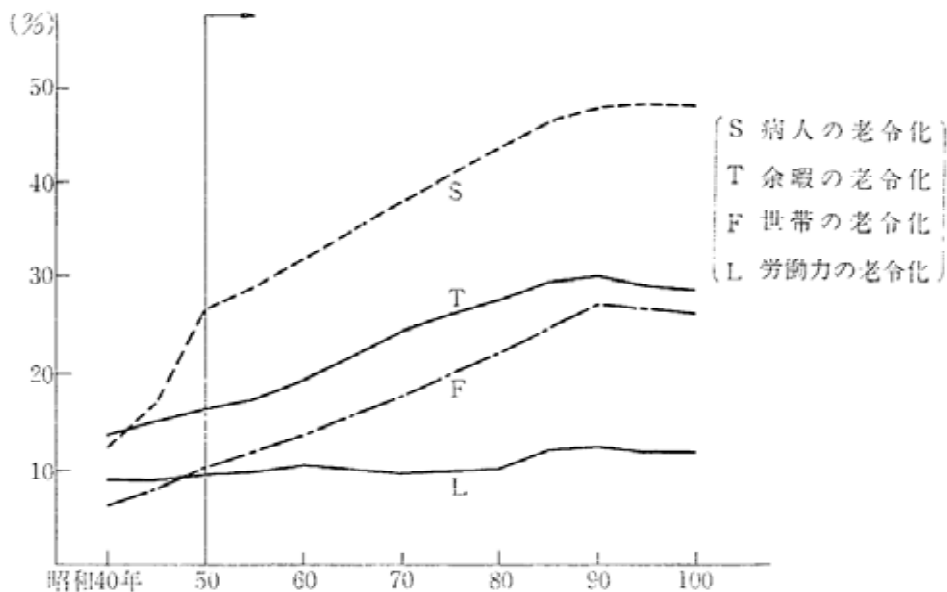
第四には、人口の高齢化を反映した、各種指標の老齢化が生ずる（図III-2-3）。これは各分野における需要の構造を変化させることになろう。このような老齢化の進展が著しいのは、病人、世帯、余暇などである。労働力の老齢化

高齢化社会の諸問題

表III - 2 - 3 施設従事者に対する需要（標準ケース）

	人 員 (万人)				労働力人口に対する率比 (%)			
	医 師	病 院 看 護 婦	老人施設 従 事 者	ホ ー ム ヘルパー	医 師	病 院 看 護 婦	老人施設 従 事 者	ホ ー ム ヘルパー
昭和40年	10.9	13.3	1.6	5.4	0.22	0.27	0.03	0.11
50年	13.0	15.4	3.3	8.5	0.24	0.28	0.06	0.15
80年	19.0	23.2	11.4	20.4	0.34	0.40	0.20	0.35
100年	24.0	28.4	15.2	22.5	0.41	0.48	0.26	0.38

図III - 2 - 3 老 齢 化 の 諸 指 標



は年金の給付を一定水準以上実施する前提の下ではそれほど進展しない。病人の老齢化（60歳以上病人/全病人）は、昭和40年代の医療無料化政策（70歳以上）によってすでに病人4人に対し1人が老人となっているが、高齢化社会の安定期には2人に1人の割合となる。

病人の急激な老齢化は、老人に特有な疾病の構成比上昇を意味すると同時に、治療期間の全般的長期化をもたらそう。医療については、人口に対する病人の比率は昭和50年の7%から9%へ、GNPに対する医療費の割合は同じく3%から5%強へ増加する。また、世帯構成においては、人口構成の高齢化に加えて、老人の同居率が低下するため、高齢者世帯の総世帯に占める比率は昭和50年の10%程度から昭和90年には25%前後に達する。ほぼ四世帯に一世帯が高齢者のみの世帯となるわけである。高齢者の住環境に対する配慮が今後一層重要な政策課題と

なつてこよう。なお、総世帯数は、昭和50年の3,200万世帯が昭和90年に5,200万世帯強になるものと見込まれる。昭和30～40年代に見られた急速な住宅需要の伸びは、核家族化、都市化の一巡により、今後50年間ではかなり鈍化するが、世帯数から見る限りなお現在の1.6倍の住宅需要が見込まれる。住宅立地の容量を考慮すれば、特に都市における居住環境は人口構成の変化の面からだけ見てもなお悪化の傾向をたどることとなる。

また老齢化は余暇の総量及び内容にも変化を及ぼす。余暇総量は、これを余暇時間で見れば、就労時間の傾向的短縮、老人を中心とした就労者比率の低下とによって昭和100年には同50年比1.8倍程度（標準ケース）となる。このうち、老人（60歳以上）の余暇時間総量は、人口増、就労者比率の低下によって同3.1倍となり、余暇時間総量に対する老人の余暇時間の比

率は50年の15%からピーク時の90年に30%となる。このような傾向は老人自身の高学歴化,同居率の低下などの要因も加わって,余暇内容を大きくこえるようになる。

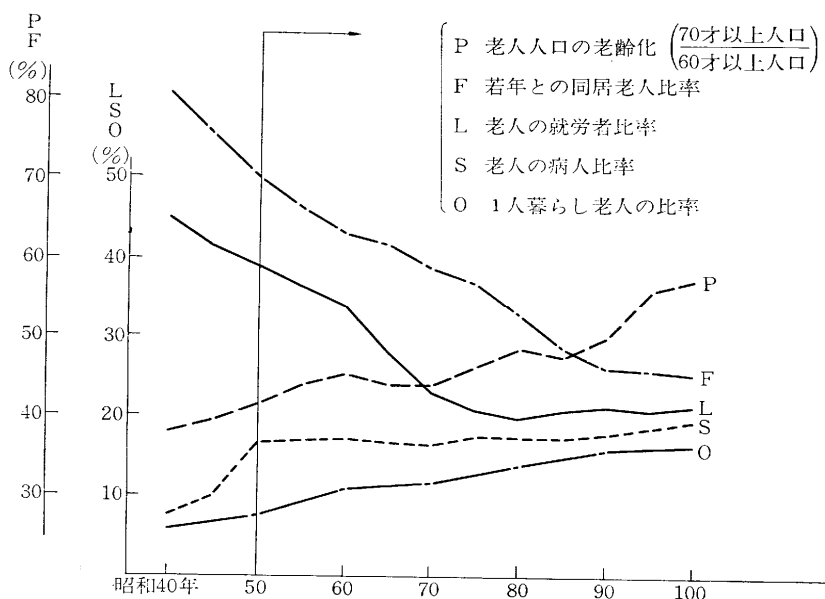
以上が高齢化社会の全体的側面である。では,このような社会の中であって,高齢者の生活はどのようなものとなるであろうか。

老人(60歳以上)をいくつかの種類,例えば就労老人,病気の老人,若年と同居している老人などに分けてその将来の姿を見ると,図III-2-4のようになる。老人人口における就労者の比率は昭和50年の40%程度から昭和70年には20%にまで低下する。老人人口そのものの老齢化と年金給付率の上昇とによるもので,特に年金の影響が大きい。また,老人人口における病人の比率は医療無料化の効果はすでに昭和50年に出てしまっているので無料化(70歳以上)を継続するというこのケースの仮定の下では将来大きな変動は生じない。しかし,老人人口内部の老齢化を反映してこの比率は漸次上昇し,昭和50年の15%程度が昭和100年には20%に達する。この水準は前述したように全病人数の約半

分に当る規模である。また子供や孫と同居する老人の割合は,昭和50年の70%から昭和100年には45%程度に漸次低下する。都市化の効果はほぼ一巡するものの,扶養意識の低下(老人の自立意識の向上),年金を中心とした老人所得の相対的向上によるものである。また,同居すべき子供の数が減少することも影響する。このような老人の同居率の低下にもかかわらず,若年層世帯における老人との同居世帯比率は昭和50年の約25%から昭和100年には約30%へと上昇する。一人暮らし老人の比率も上昇し,昭和50年の10%弱は,昭和100年には約15%となる。絶対数で示せば,昭和100年の60歳以上老人3,200万人のうち,1,700~1,800万人が老人単独世帯を形成し,そのうち約500万人が一人暮らしということになる。この絶対数のレベルは昭和50年に比べて各々4.5倍,5倍に相当する。

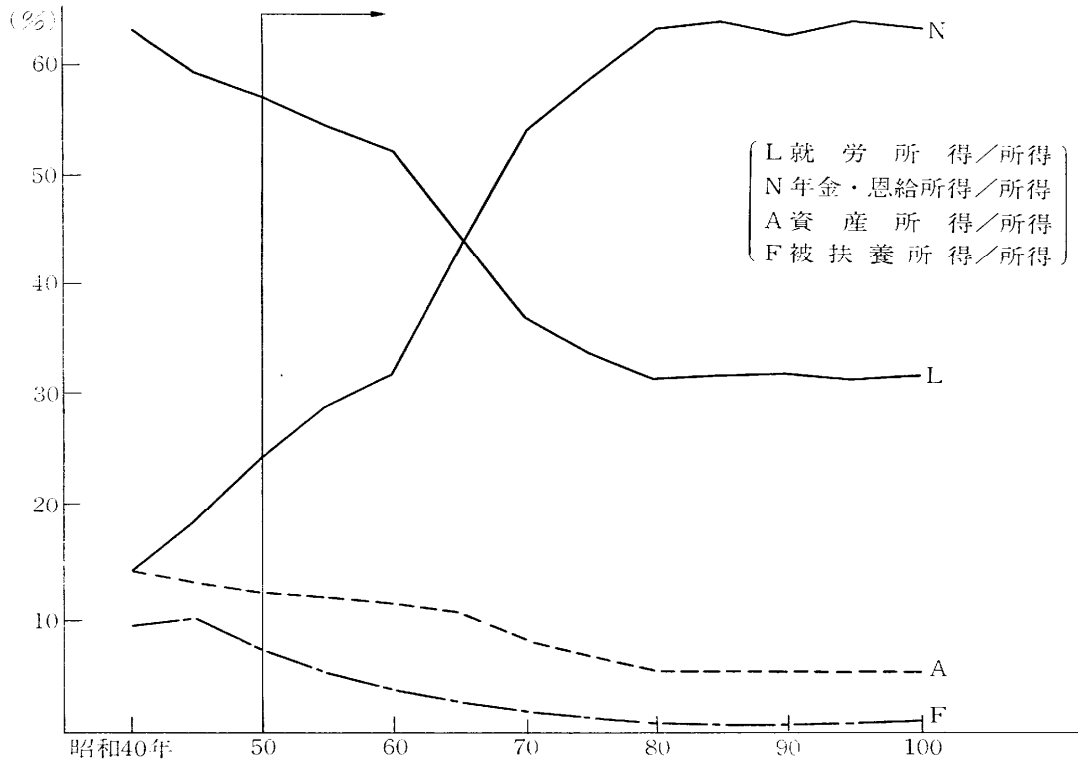
一方,老人の収入が何によって構成されるかを見ると,昭和50年から昭和100年の間に,就労所得と年金所得との比重の逆転が生ずるのが著しい変化である(図III-2-5)。

図III-2-4 老人の類型



高齢化社会の諸問題

図 III - 2 - 5 老人所得の構成 (標準ケース)



昭和100年における老人所得は年金が主要な所得ソースとなり、就労所得は従属的なものとなる。また、資産所得、若年層による扶養はきわめて少ないものとなる。このような変化はいうまでもなく、年金給付率の上昇によるものであり、具体的には、所得に占める年金の比率上昇、就労者比率の低下、就労所得の減少という関係によって、年金給付の効果は単にそれのみによってでなく、増幅された形で表われている。

4 政策シミュレーションの結果

標準ケースに基いて述べてきた高齢化社会の姿は、ケース、ケースのシミュレーションにおいても基本的に変わるものではない。いずれのケースにおいてもある水準以上の年金の給付など老人に対する福祉の保障を前提としているからである。ここではケース、ケースの結果を標準ケース(ケース)と比較しながら検討してみる。

各々のケースについて描かれる高齢化社会の姿は、表IV-2-4で見える通りである。このようなシミュレーション結果の特徴を要約すれば、次のようになる。

(i) ケースの概要

高い福祉水準が実現された場合である。すなわちIV-2-2表に示されたように老人に対する年金給付は、昭和60年に若年所得の45%相当達成、その後、昭和90年に若年所得の70%相当に至るまで漸次引き上げられる。また、医療無料化対象年齢が現行の70歳から65歳にまで引き下げられる、などである。このような前提条件を設けたケースの結果をケースと比べると、(イ)労働力率の低下、(ロ)若年層の負担の増大、(ハ)老人対若年の所得格差の拡大、(ニ)財政負担の増大(ホ)諸施設の過密化、サービス人員需要の増大、(ヘ)労働を除いた諸分野での老齢化の進展など標準ケース(ケース)で認められた人口高齢化の諸々のインパクトは一層

表Ⅲ-2-4 高齢化社会の主要指標

	昭和 40年	昭和 50年	標準ケース (ケース)		高福祉ケー ス (ケース)		財源配分変 更ケー ス (ケース)		備 考
			昭和 70年	昭和 90年	昭和 70年	昭和 90年	昭和 70年	昭和 90年	
総人口	9,827	11,193	13,143	14,177	} (同 左)		} (同 左)		万人
60歳以上人口比率	9.7	11.5	17.9	23.3	}		}		% , 老人人口/総人口
労働力人口	4,787	5,277	5,652	5,991	5,596	5,559	5,598	5,611	万人
老人労働力率	45.4	37.4	23.2	21.4	30.8	17.4	20.9	19.0	% , 老人就労者/老人人口
労働力の老齢化度	9.0	9.2	9.8	12.4	8.8	10.3	8.8	11.2	% , 老人就労者数/労働人口
総病人数	581	⁴⁹ 753	1,040	1,242	1,078	1,354	953	1,013	万人 , 患者数
病人の老齢化度	13.4	⁴⁹ 24.2	37.7	47.5	39.9	51.24	32.1	35.5	% , 老人病人数/総病人数
医療施設の利用密度	7.6	⁴⁹ 7.9	9.2	9.4	9.7	10.5	8.1	7.0	人 , 調整病人数/ベッド数
総医療費の規模	3.6	⁴⁹ 4.0	5.2	5.9	5.4	6.4	4.7	4.7	% , 総医療費/GNP
年金受給者数 1人当り	63	391	1,414	2,416	1,414	2,416	1,178	2,061	万人 , 厚生年金+国民年金
厚生年金受給部 1人当り	21	⁴⁹ 30	45	47	53	70	70	70	% , 年金受給額/若年賃金
厚生年金保険料率	1.8	⁴⁹ 2.3	6.0	8.0	10.0	12.0	5.	9.5	% , 年金保険料/若年賃金
総世帯数	2,408	3,214	4,377	5,192	5,434	5,517	4,413	5,294	万世帯
老人の同居率	80.0	⁴⁸ 74.7	59.2	46.9	56.2	34.5	57.2	43.0	% , $\frac{\text{若老との同居人数}}{\text{老人人口}}$
1人暮らし老人数	55	⁴⁸ 79	284	533	305	654	298	576	万人
就労所得の割合	63.7	56.8	36.9	31.7	32.1	22.3	31.7	25.2	% , $\frac{\text{就労所得}}{\text{老人所得}}$ (1人当り)
年金の割合	13.6	23.9	53.4	62.1	61.5	76.0	61.6	70.6	% , $\frac{\text{年金(含恩給)}}{\text{老人所得}}$ (1人当り)
若年人口の公的負担率	7.8	⁴⁹ 9.1	13.7	16.9	17.8	22.0	13.8	16.5	% , 年金保険料率+租税負担
老人福祉財政の規模	0.8	1.6	2.5	4.0	3.2	5.6	3.9	5.8	% , 老人福祉財政/GNP

(注)1 高齢化社会モデルのシミュレーションによる数値である。昭和40年および50年の値は実績値であるが、一部は推定値も含まれている。また50年の実績値には48~49年のものが含まれている。

2 老人とは60才以上をいう。

3 要保護老人とは身体的条件によって自立できない老人で、施設または家族による世話の必要なものをいう。

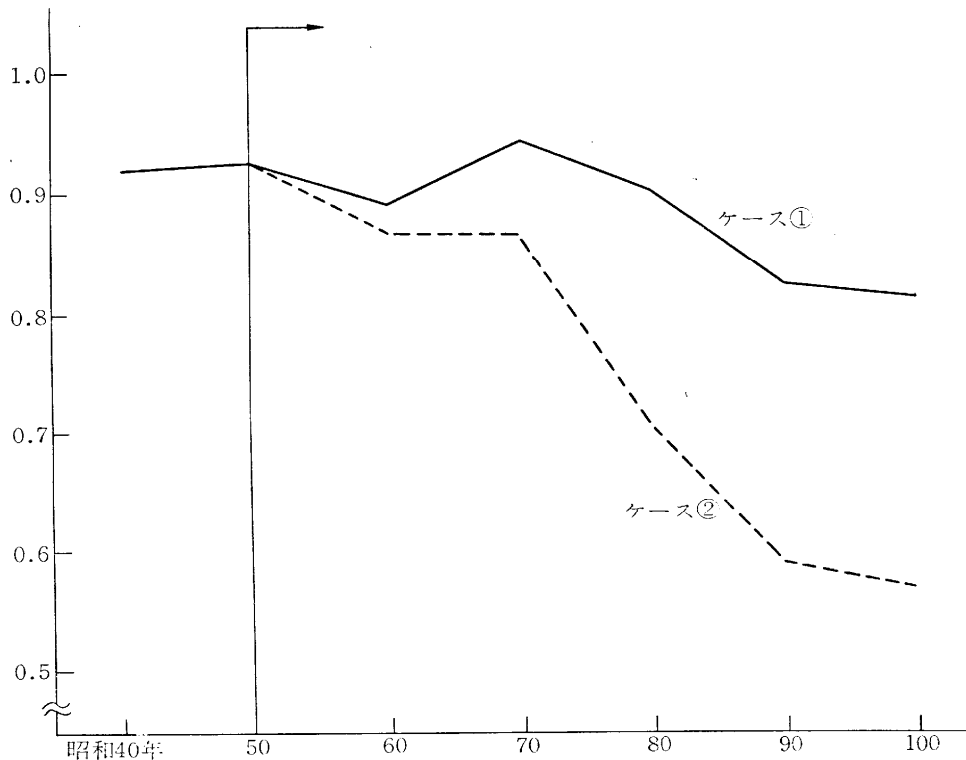
4 老人福祉財政は年金(恩給を含む)、老人医療費、要保護老人対策費、老人就労対策費、老人余暇費に関する財政負担の合計である。

5 昭和48年の老人の同居率は65才以上である。

6 調整病人数は、病人の老齢化度進展にともなう治療期間の長期化を考慮した実質的病人数である。

高齢化社会の諸問題

図 III - 2 - 6 老人に対する福祉水準を引き上げた場合の若年—老人相対所得水準（若年一人当り可処分所得 / 老人一人当り所得）の変化



顕著となる。

すなわち、ケース 及び の結果は、今後の高齢化社会において老人に対する福祉を第一義と考えた場合にもたらされる社会の姿の諸特性を示しているものと考えられる。ケース のように高い福祉が実施される場合の最大の問題は、老人の生活環境が向上する反面、若年層の負担が大きく、若年層の可処分所得の相対的低下が著しいことであろう。若年層（0～59歳）の可処分所得額を老人（60歳以上）の一人当り所得額（医療支出控除後）に比較すると、この数字はケース においては、昭和100年に0.6程度まで低下するものと見込まれる。（図III - 2 - 6）。特に、年金給付率がケース を越えて引き上げられる昭和70年以降に急速に低下することとなる。これはすでに年金の項において検討したように、人口構成の変化だけによって生じる若年層負担率上昇の曲線が、ケー

ス のような年金給付率の漸次引き上げが行われる場合には、その相乗効果によって先へ行くほど急激な上昇の形を示すためである。言い換えれば、人口構成の変化だけでも若年層負担の上昇が予測されている以上、年金給付率の水準がどうであれ、漸次引き上げという政策は、一般的に若年層の負担をより急激に上昇させる結果をもたらすこととなる。年金給付の水準が高いため労働力人口もケース より低下する（図III - 2 - 7）。この面からも、社会的負担は増大する。また、ケース においては年金給付の若年所得比45%達成時点をケース より10年早め、昭和60年としている。ケース の昭和70年とケース の昭和60年について、老人の就労者比率を比べてみると、同じ年金給付率であっても、約30%と20%強というふうにかなり差が生ずる（図III - 2 - 8）。老人の就労を所得動機に限定してみれば、所得水準に関する判断

図 III - 2 - 7 労働力人口

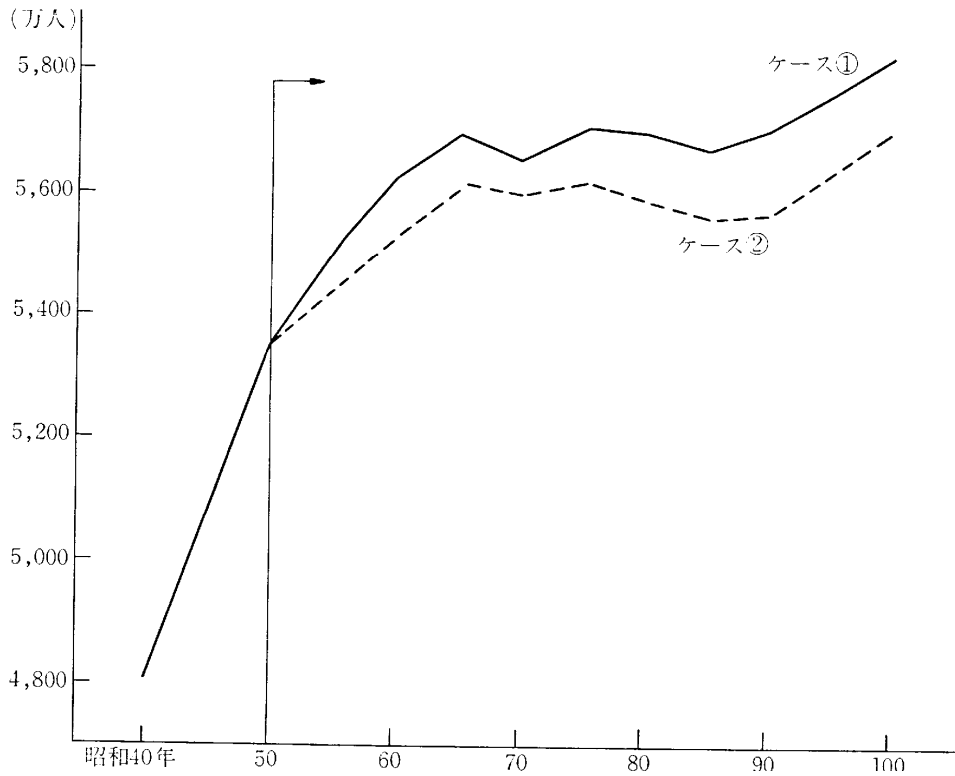
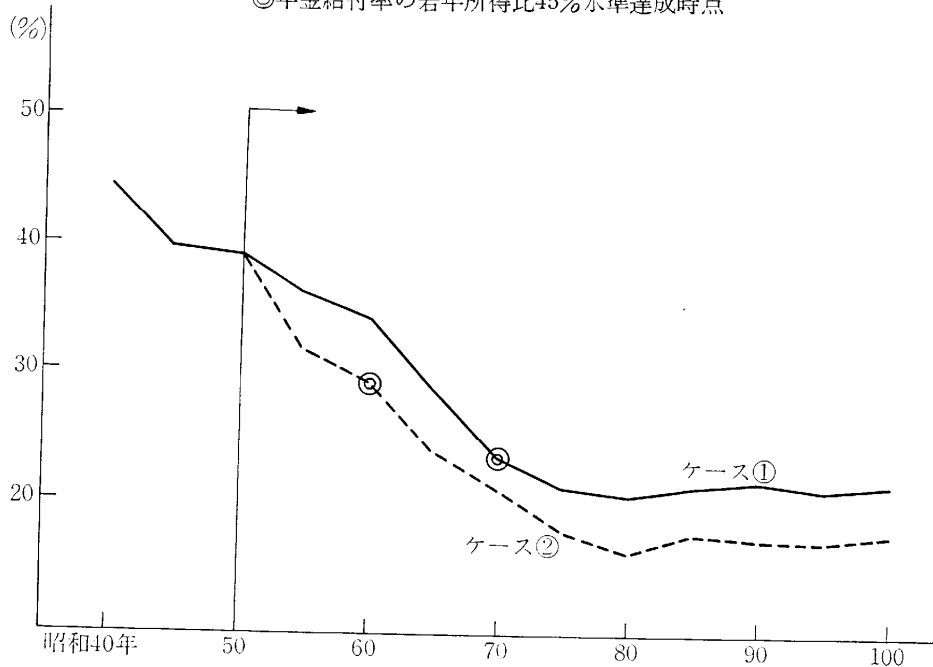


図 III - 2 - 8 老人労働力率 (老人就労者/老人人口)

◎年金給付率の若年所得比45%水準達成時点



は若年層所得との相対関係の中で行われる。若年層所得(可処分)の水準は、人口構成の変化→公的負担率の変化によって決定されるの

で、同じ年金給付の水準であってもその達成時期によってそれがもたらす影響は、このように異なってくるであろう。

高齢化社会の諸問題

ケース におけるもう一つの大きな問題は財政負担の増大である。高い福祉の実現によって、老人関係福祉予算の規模は、対GNP比で昭和50年の1.5%程度から、昭和100年に同5.5%となり、ケース の4%をかなり上回る。財政規模をGNPの2割程度という現在の規模で考えれば、GNP比5.5%は財政の30%弱に相当することになる。財政負担が増大する結果、租税を通しても前述した若年層負担は増大している。

(ii) ケース の概要

ケース はケース において認められた幾つかの問題を解消するために行ったケース である。その内容はすでに表III - 2 - 2において示されているように、年金給付の対象者を65歳以上に限定すること、給付率は昭和60年に一挙に若年層所得比70%を実現すること、医療を有料化すること、そして年金に対する国庫補助率を引き上げることその内容としている。給付率を一挙に引き上げるのは、前述した漸次引き上げによる若年層の保険料負担の急上昇を避ける

ためであり、年金の国庫補助率の引き上げは、若年層負担を全体として低下させるためである。年金給付対象者の限定も同じ意味をもつ。また、財政負担の面から、医療有料化、年金給付対象者の限定を考え、財政配分の変化の一類型として年金国庫補助率の引き上げを行っている。

このような前提の下で行ったケース のシミュレーション結果は次のとおりである。

まず、若年対老人の所得格差は、高い福祉水準が実現しながらもケース に比べてかなり緩和される(図III - 2 - 9)。

ちなみに、昭和100年における年金受給者比率はケース ， が60歳以上人口の約90%であるのに対して、ケース の場合でも約80%に低下するに過ぎず、一方、年金給付率はケース の45%よりもかなり高い。また、ケース では、年金給付率70%が昭和90年によく達成されるようにしているのに対し、このケースでは昭和60年に達成されるようにしている。ただ年金給付率の水準及びそれによってもたらされ

図III - 2 - 9 相対所得水準(若年1人当り可処分所得/老人1人当り所得)

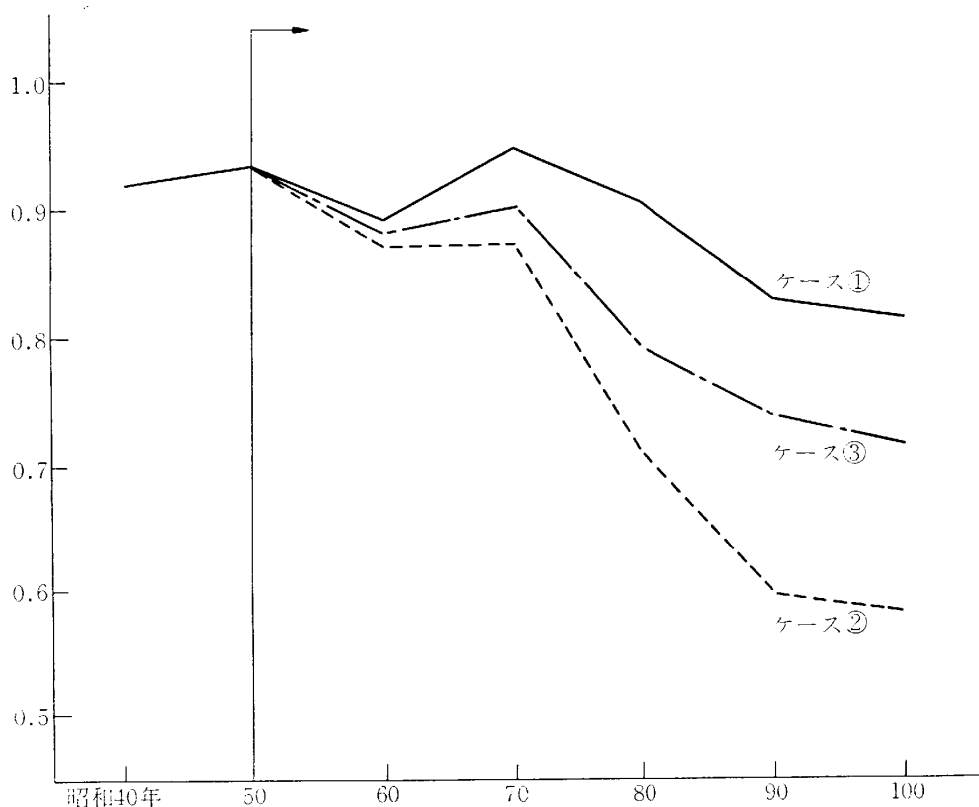


図 III - 2 - 10 厚生年金保険料率（積立て方式）

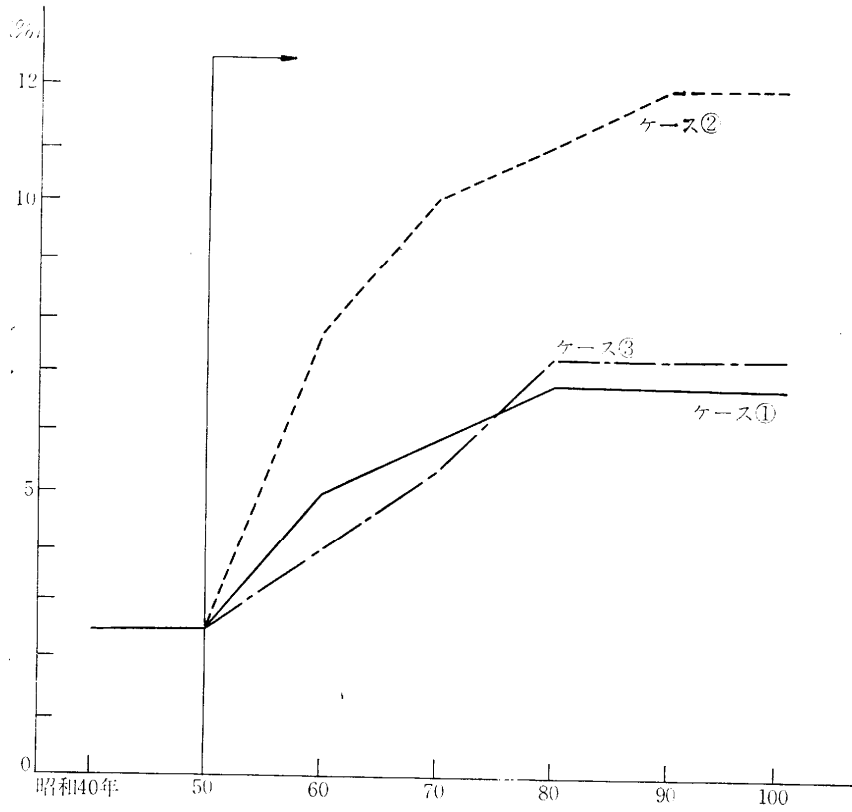
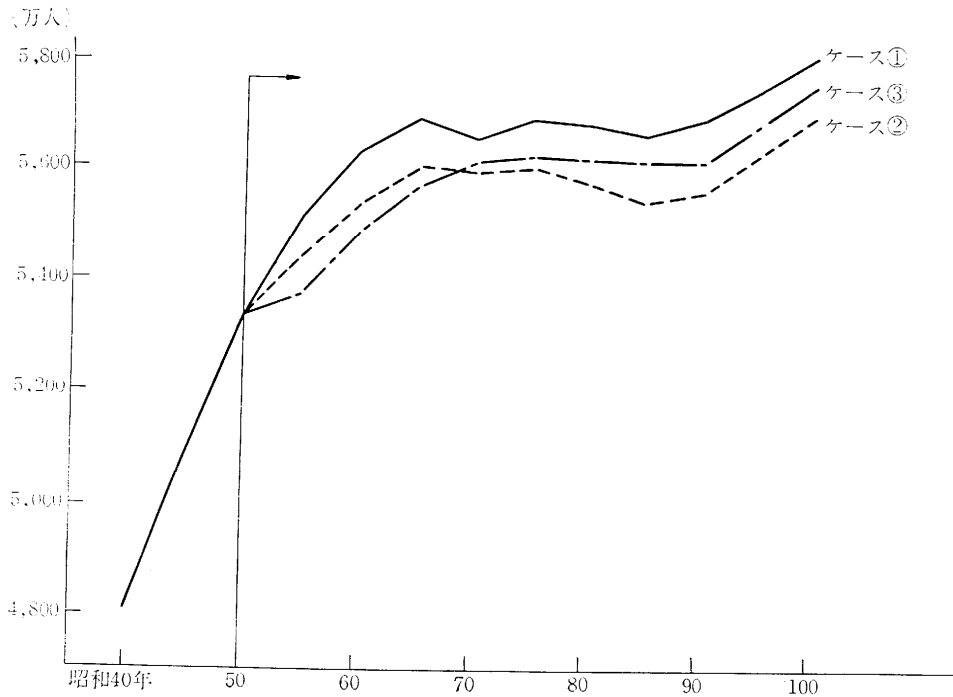


図 III - 2 - 11 労働力人口



高齢化社会の諸問題

る若年可処分所得対老人所得の相対所得の水準が妥当なものか否かはここからは判断できない。ケース における相対所得水準の是正は、第一に、年金に対する国庫補助率の引き上げが若年の保険料負担を減じ、可処分所得をケース より増大させることによってもたらされている。例えば、厚生年金保険料率で見ると、ケース の受給対象者の限定（60歳以上から65歳以上へ）、国庫負担率引き上げ（20%から40%へ）とによって、若年所得比70%という高い給付率にもかかわらず、保険料率の水準は標準ケース（45%給付）と同じ程度で済むこととなる（図III - 2 - 10）。相対所得是正の第二の要因は、年金受給対象者の限定、さらには医療有料化による老人所得（医療費支出控除後で考えている）の相対的低下にある。この面からの老人所得の相対的低下は、老人の就労比率をケース より高める効果も持つ。老人の就労比率は、ケース にあっては、昭和50年～70年にかけて急速に低下するが（年金給付率の一挙引上げの影響と思われる）、70年以降はむしろケース を

上回る水準にあり、この結果、労働力人口の総数もケース より大きくなる（図III - 2 - 11）。

次に、医療有料化による影響を見てみよう。ここで注意しておく必要があるのは、医療有料化という政策は、その政策としての妥当性についての判断からよりも、財源配分、変更の一つの例として考えていることである。この点については後述するが、ここではとりあえず、有料化がもたらす影響を見てみる。医療の有料化はまず、老人の病人比率（有病率でなく、入院、通院など施設利用を行う老人の比率）の低下をもたらす、病人の総数を相対的に減少させる。その結果、医療施設の不足は緩和されるであろう。医療施設の容量が相対的に拡大すればケース において入院治療を受けにくかった要保護病弱老人の収容数、収容期間は拡大し、一方、在宅で治療する老人はその分減少することになる。また、医療の有料化は、老人の経済的負担の増大を通して、医療機会の相対的な低下をもたらすだけでなく、前述したように所得水準の相対的低下を通して就労者比率の

図III - 2 - 12 老人病人比率（老人病人/老人人口）

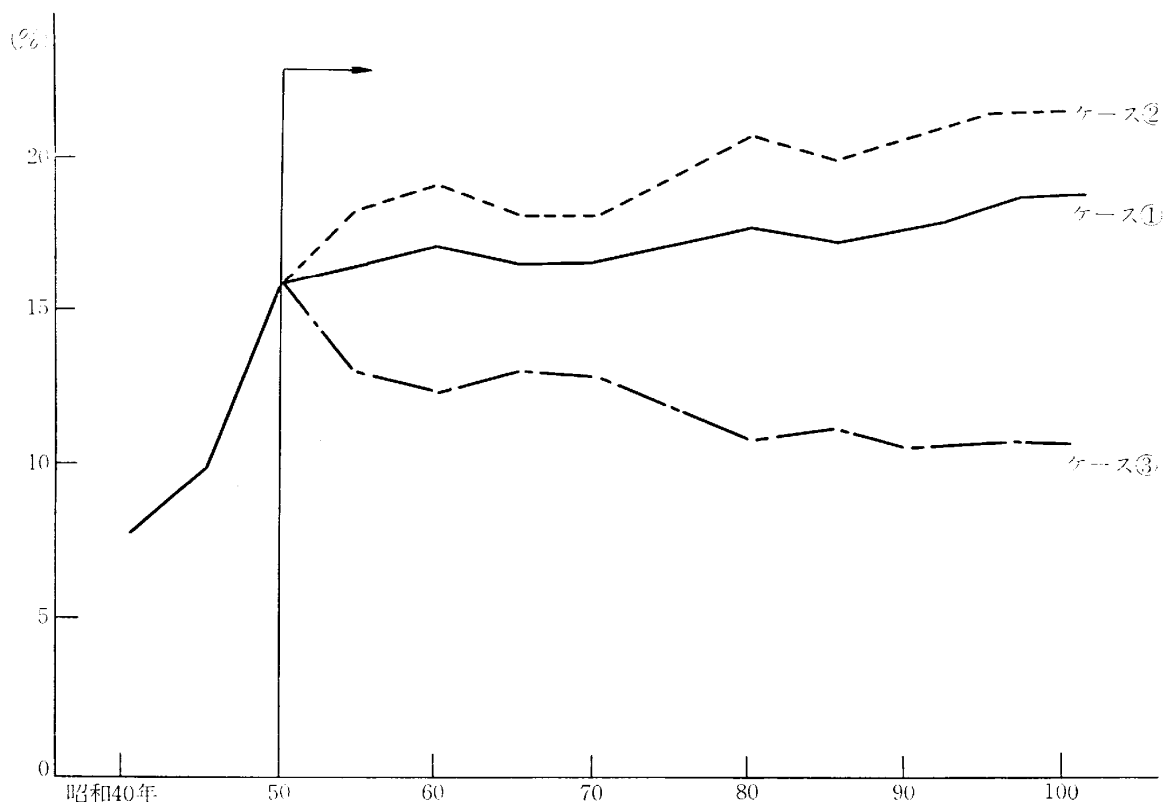
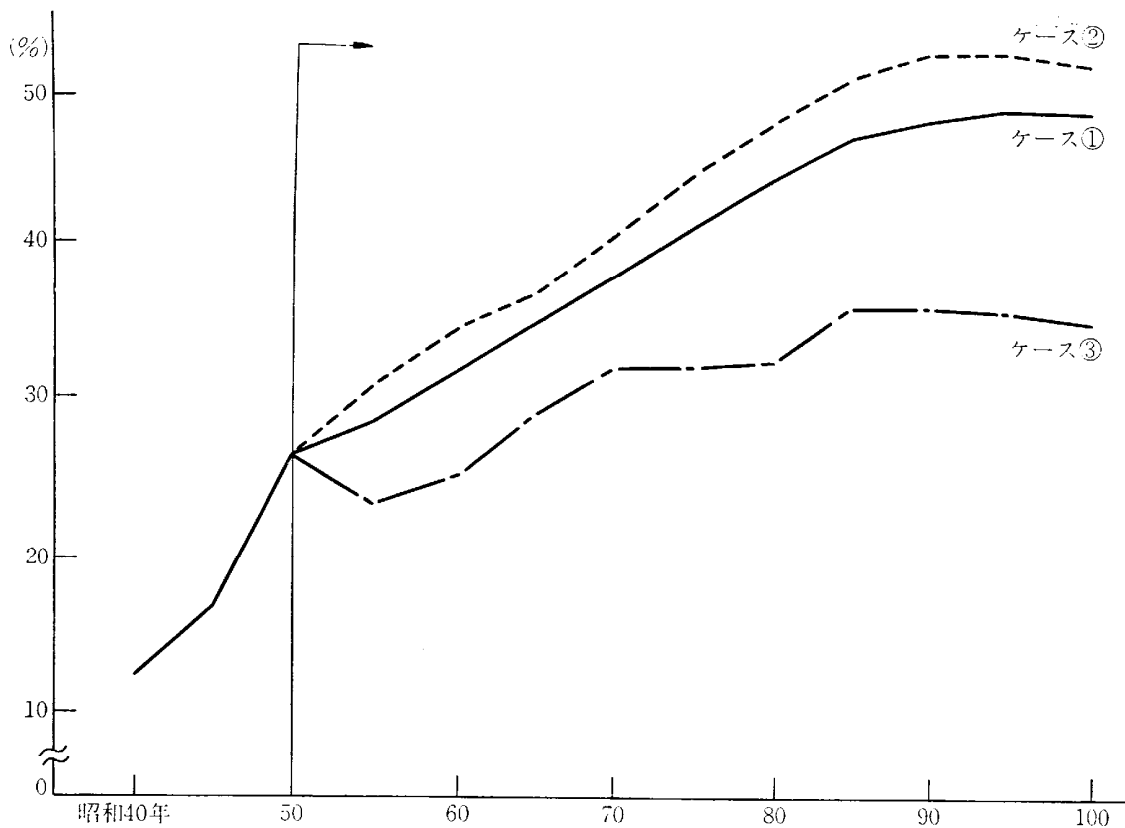


図 III - 2 - 13 病人の老齢化（老人病人/総病人数）

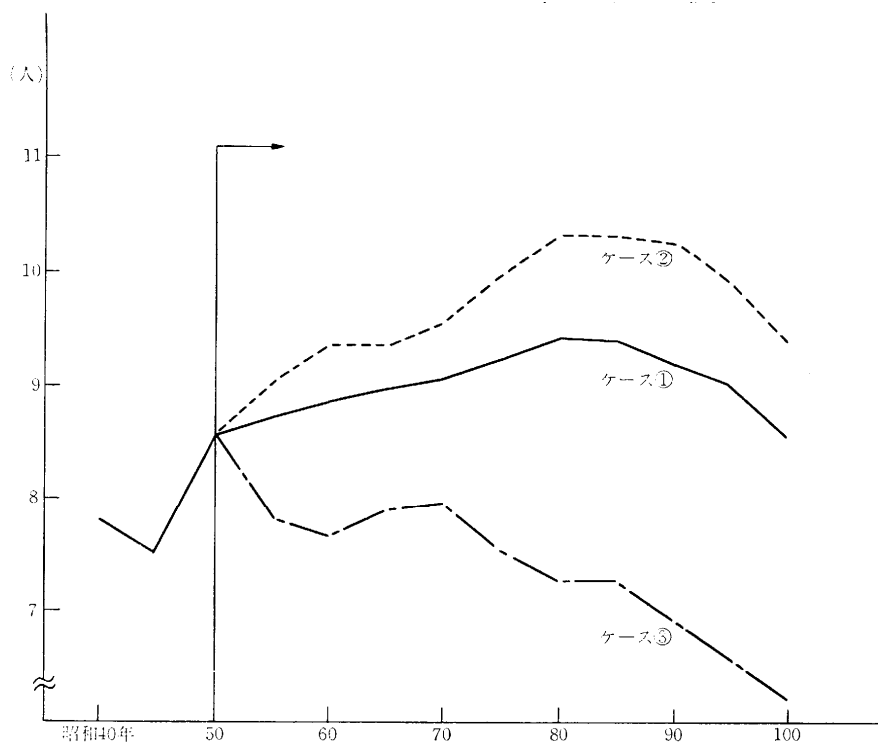


引き上げなどにも影響を与える。もちろん、病気の老人に対する福祉水準が著しく低下するという点も重要である。以上のような影響を具体的に見ると、まず、老人人口に占める病人比率は、有料化によって急激に低下し、昭和100年には10%強と、昭和40年代並みの水準となる（図III - 2 - 12）。ケース①（70歳以上無料化）、ケース②（同65歳以上）の20%前後とはかなりの差が生ずるわけである。昭和100年における老人病人数は、この結果、ケース①の600万人強に対し、400万人強へとほぼ5割減となり、全病人数も1,200万人（人口比8.4%）に対し、1,000万人（同7.0%）へと低下する。全病人に占める老人病人の比率もケース①、ケース②の50%に対して30%となり、医療の老齢化の急速な進展も緩和される（図III - 2 - 13）。このような老人病人の相対的減少は、治療期間、治療費用における老人病人と若年層病人との格差を通して医療施設及び国民総医療費等の

動向に重複された効果を与える。例えば、医療施設の不足は、医療を有料化したケース①においては、病人数の相対的減少、特に治療期間の長い老人病人が減少する効果によって大幅に緩和され、昭和70年以降は、昭和40～50年の利用密度を下回ることになる（図III - 2 - 14）。また、国民総医療費の対GNP比の水準は、ケース①においては、昭和50年の3.0%から昭和100年には5%強となるのに対し、ケース②では、昭和100年に3.9%でとどまる。医療保険への補助、無料化による公費負担などを合計した老人医療費への財政負担は昭和100年においてケース①のGNP比2.0%から、ケース②では1.0%へと半減する。医療の有料化は、以上のように医療施設の不足緩和、医療費負担の減少をもたらす反面、老人の医療水準の相対的低下をもたらす。すなわち、ケース①、とケース②の間に生じた老人の病人比率の差はそれだけ潜在的病人が増加することを意味しているし、一

高齢化社会の諸問題

図 III - 2 - 14 医療施設の利用密度（病人数/ベット数）



方、病人の費用負担の増大は、健康老人と病気の老人との間の実質的な所得格差を拡大することとなる。ただ所得面からだけ見れば、この場合における平均的な老人病人の費用負担の割合は、現行の健保負担率が維持され、医療価格の著しい上昇（相対価格で）が生じない限り、昭和100年における年金受給額（ケースでは若年所得比70%）の10～20%程度と推定される。

ケースにおける第三の問題は、財政配分の変更の結果である。このケースでは、財政配分変更のシミュレーションの一つの例として、医療無料化廃止と年金への国庫補助率引き上げとを代替可能な政策と考え、その効果を見ようとしている。年金受給者の限定という他の政策も同時に実施しているので、この両者の代替関係は厳密な意味ではケースの諸結果に示されていないが、おおまかな方向性としてはすでに述べてきたような効果が与えられるものと考えてよい。

すなわち、ケースで見られたような若年対老人の所得格差は緩和され、老人の就労者比率も上昇する。さらに医療施設の不足は解消されるなどの反面、病気の老人に対する福祉水準は低下するといった幾つかの問題である。最後にこれを、財政需要の規模で比較すれば次のようになる。結論から言えば、以上の政策の代替を行った、ケースの財政需要はケースよりかなり大きく、ケースに比べても大きくなった（図III-2-15）。すなわち、ケース～の中で最も金がかかる結果となった。財政需要の内容は、ケースにおいて医療費用から年金費用へ大きく比重の変化が生じているが、ケースで与えた政策では、年金への国庫補助率引き上げによる負担増が医療無料化廃止による負担の減少分より大きかったためである。

ここからは、政策の妥当性はともかく、医療の有料化によって生ずる財源を年金の国庫補助率引き上げによる負担増へ充当する場合の一応のメドが示されたものと考えられる。代替可能

図 III - 2 - 15 老人関係予算の GNP に占める割合

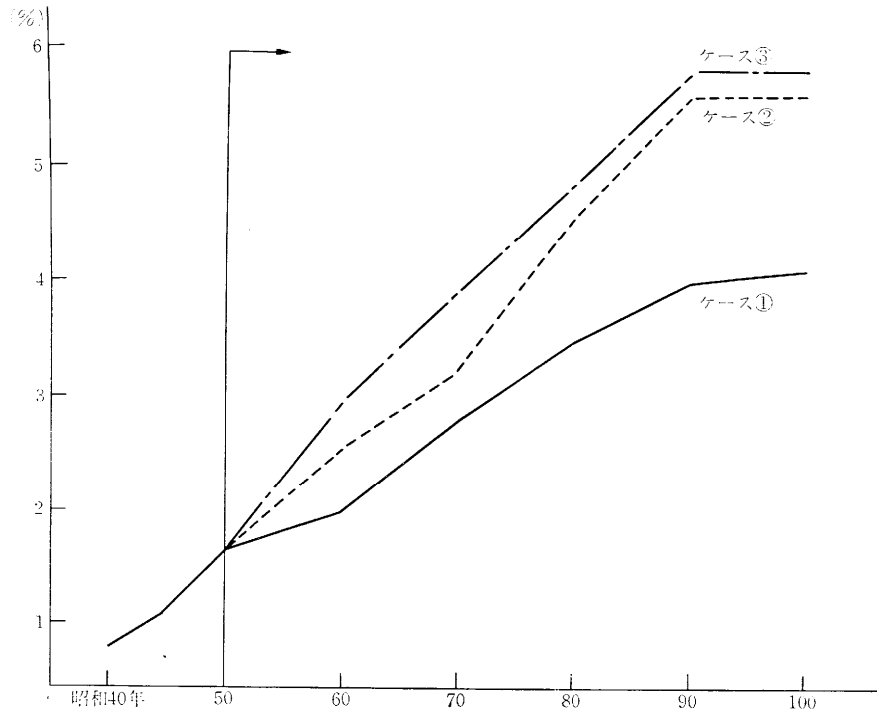
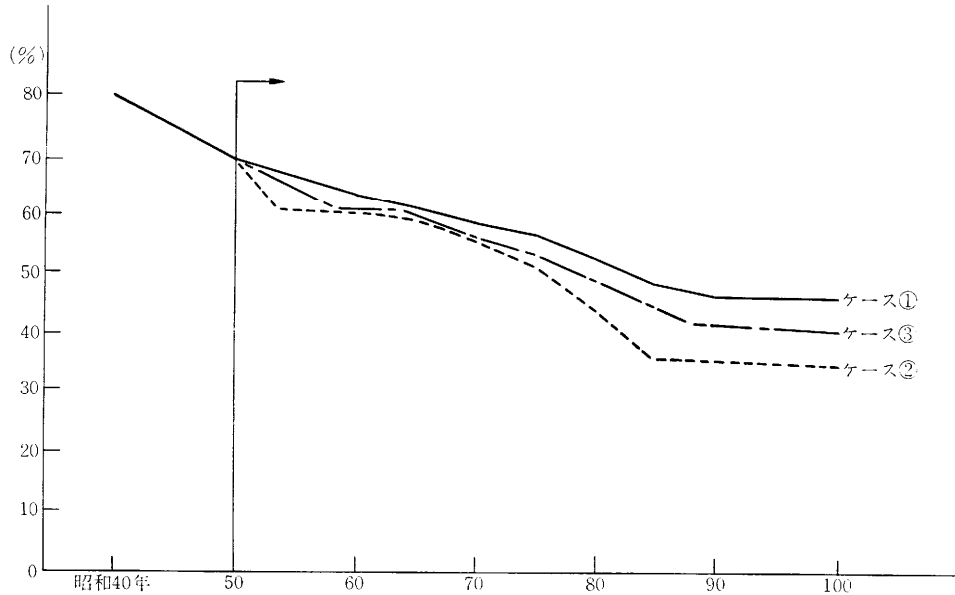


図 III - 2 - 16 老人の同居率



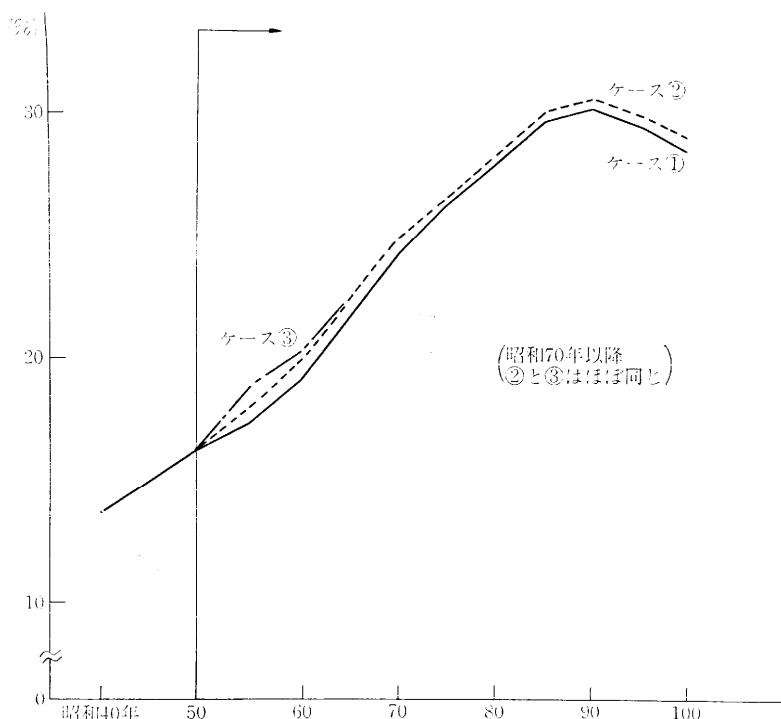
な政策について、このような形でのシミュレーションを繰り返すことによって財政の源資の面

からの政策判断が可能であろう。

ただ、ここで注意しておく必要があるのは、

高齢化社会の諸問題

図 III - 2 - 17 余暇の老齢化（老人余暇時間/国民総余暇時間）



ここでの老人関係福祉予算の算出にあつては、病人、老人、福祉施設などの建設をどのケースにおいても不変としている点である（これらの政策変数は、施設利用の密度を見るために不変とした）。施設の建設費用も本来、老人福祉費用として合算されるべき性質のものであり、この意味においては、ここで示された予算規模は限定的なものである。

なお、家族、余暇、要保護老人などの諸セクターにおけるシミュレーション結果を主な指標で見ると、まず、老人の同居率は、ケース が最も低く、ケース が最も高い（図III - 2 - 16）。所得面から老人の自立が促進される度合いの相違によるものであるが、モデル外のファクターの影響が大きいため、各ケースにおいて大差は生じていない。それでも、同居率におけるケース とケース との約10ポイントの相違は、例えば一人暮らし老人の絶対数において550万人（ケース ）と650万人（ケース ）というように、約100万人の相違を生み、要保護

老人セクターにおける福祉施設の収容態力に対しては、収容能力比10倍が約12倍となる（昭和100年）。また、余暇の老齢化は、余暇時間で見れば、これも各ケースにおける相違は大きくない（図 - 2 - 17）。しかし、所得水準、同居率などを総合して判断すれば、余暇内容における変化は各ケースにおいてかなり出てくるものと考えられる。

（iii）その他の政策シミュレーションの結果

前述したように、ケース ~ の全体シミュレーションの他に、我々は、個別セクターにおける政策変数を幾つか変更したケースのシミュレーションも行った。それらはモデル全体への派及効果が乏しく、全体シミュレーションを行う意味がそれほどなかったが、それにもかかわらず政策変更の効果を検討する必要があると判断した幾つかのケースである。そのほとんどは年金セクターであり、これについてはすでに年金の項で述べている。ここでは、老人福祉セク

ター及び医療セクターにおける施設建設レイトを2倍にしたケースについて見てみよう。病院の建設レイトと老人福祉施設の建設レイトとは、前述の全体シミュレーションにおいては一定であった。病院建設は具体的にはベット数、老人福祉施設は老人収容能力（人）で表示し、数値としては最近数年間の実績値を用いてきた。ここではこの値を2倍にした時の効果を見ようとするものである。

このような政策の実施は、先ず、ストック量としての施設容量の増大をもたらす。医療施設においては、標準ケース（以下全て標準ケースとの比較で示す）に比べて、昭和100年に約5割増、老人福祉施設においては約2倍の施設が存在する。この結果、医療施設においては、その不足は急速に緩和に向かい、一方で、老人の福祉施設収容者は増大する。この施設需要の緩和の度合いは、前述のケースにおいて医療を有料化した時よりも急激で（図III - 2 - 14参照）昭和60年代には、早くも昭和40年代以上の施設の利用密度の低下が認められることとなる（図III - 2 - 18）。また、要保護老人のうち施設収容老人数が標準ケースの2倍となる結果、病院へもはいれず、施設へも収容されない在宅の要保護老人の数は、標準ケース比約30%減の120万人（標準ケースは180万人）となるが、これは要保護老人全体に対する比率で見れば、70%から50%への低下である。また1人暮らし老

図 III - 2 - 18 病院建設レイトを2倍にした時の施設の過密度病人数/ベット数

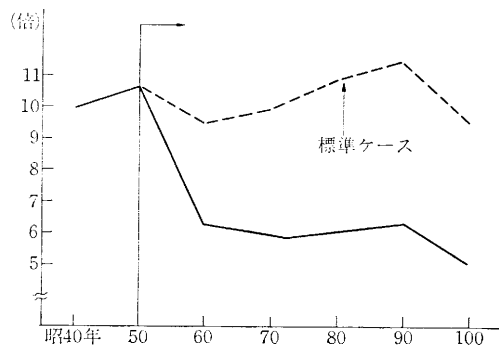
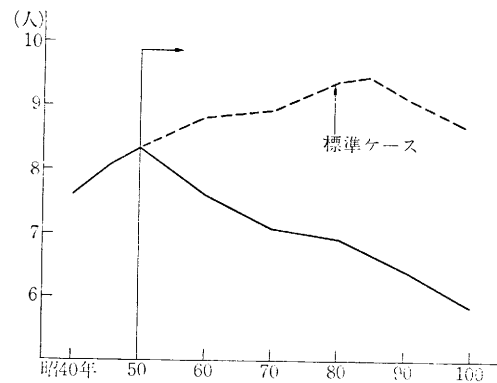


図 III - 2 - 19 老人福祉施設の建設レイトを2倍にした時の施設容量の水準（1人暮らし老人数/施設収容人員）



人に対する施設収容能力も倍増し、昭和100年において10人に1人（標準ケース）から5人に1人が施設入居可能となる。この場合は、昭和90年前後に、施設容量が相対的に小さくなるという動きは基本的に変わらない。以上の施設容量の水準は、その建設レイトを2倍にした場合には、いずれも現在よりかなり高い福祉の水準を実現するものと予想される。ただ、これらの水準がそれ自体として妥当なものなのか否かは判断できないし、病院と福祉施設とでは自らその判断の基準も異なるものと思われる。また、これら施設の建設に伴って当然、費用の増大と施設に従事するサービス人員の確保も課題となる。ここでは、その点までの分析は行わなかった。

む す び

我々は、今後急速に進展すると予想されるわが国人口構成の高齢化が、どのような経済社会的インパクトをもたらすかを検討してきた。分析の結果を要約すれば、来たるべき高齢化社会の主要な問題点と課題は概ね以下の通りである。

第一に、人口における年齢構成の急速な変化は、当然のことながら、社会の各分野に広汎かつ急速な需要構造の変動をもたらすこととな

る。それは、いわば、社会全般の老齡化の進展といった現象であるが、特に、労働、医療、家族(世帯)、要保護老人などといった年齢との相関が高い分野にあっては構造変化はより顕著に現われることとなる。特に、一部の分野においては、需要量の急速な膨張に見合う供給量の確保が深刻な問題となる可能性がある。その代表的な例は、医療施設、老人福祉施設などのストック量及び施設従事者などである。

第二は、扶養対象人口の増大に伴う社会的負担の問題である。老齡人口比率がピークに達する昭和90年～100年にかけて、労働力率は低下を続けるものと思われるが、その過程では、老齡人口の扶養をいかに行うかが課題となる。労働力率は、低下するとしても、昭和100年においてなお昭和20年代並みの水準でとどまるものと見られるが、高齢化社会が昭和20年代と基本的に異なる点は、扶養対象人口が子供から老人に振り替わることである。その場合、扶養の形態は私的扶養から公的扶養へと変化せざるを得ない。高齢化社会は、従って公的負担が増大する社会である。そのように公的負担が増大する社会にあっては、年金、相続税など所得再分配機構を適正かつ社会的合意に基いて運営することが最大の課題となろう。低過ぎる福祉水準はもちろん問題であるが、高過ぎる福祉もまた摩擦が大きい。我々の分析結果によれば、福祉水準の設定いかんで福祉施策の享受者と、負担者との間の所得の相対関係にきわめて大きな変動がもたらされる。また、人口構成が時間とともに変化する過程では、所得再分配における世代間公平の観点も重要である。

第三に、高齢化社会の諸特性は、それを政策によってリードする余地がなかなり高いと考えられることである。年金給付の水準一つをとっても、老人の就労率、同居率などの動向に与える影響は大きく、老人人口が増大する過程では、労働力、世帯構成など社会各分野に少なからぬインパクトを与えるものと考えられる。福祉財源の規模及びその配分が持つ効果も同様である。福祉施策は単に福祉のみの観点からでな

く、社会の全体的ヴィジョンに基いて考えられる必要がある。

なお、本研究は、人口構成の変化という多面的な影響を持つ現象を、「高齢化社会モデル」という一つのフレームの中で把握しようと試みたため、モデル構築上の技術的制約もあって、マクロ的な視点からの分析にとどまらざるを得なかった。本研究におけるような福祉に関わる分野の研究にあっては、例えば高齢者層内部における所得格差の問題、生き甲斐論などミクロ的な視点からのアプローチも必要であろう。

また、政策効果の測定にあっては、そのようなミクロ的視点も加味した評価基準の設定、さらにシステム内における因果関係のより厳密な実証的検討が今後の課題として残されている。

< 参考文献 >

(一 般)

1. 「厚生白書」(各年版) 厚生省
2. 「国民生活白書」(") 経済企画庁
3. 「高齢化社会を考える(老人問題シンポジウム報告書)」総理府
4. 「老人福祉の動向」全国社会福祉協議会
5. 「高齢化社会の課題」日本経済調査協議会(48年4月)
6. 「福祉経済の長期展望」日本経済研究センター
7. "Toward A National Policy on Aging" White House
8. 「高齢者対策システム分析の概要」行政管理庁(49年12月)
9. 「高齢者福祉対策の研究報告書」財団法人日本都市センター(50年3月)
10. 「老人問題に関する総合施策」政策科学研究所(48年3月)
11. 「老人福祉研究〔1〕～〔8〕」財団法人老人福祉研究会
12. 「今後の老人対策について提言」老人問題懇談会
13. 「老人社会福祉」塚本哲 ミネルブア書房
14. 「老人問題」Nロパーツ著 三浦文夫監訳 東大出版会
15. 「日本人の老後」森幹郎 日経新書
16. 「老齡保障」小川喜一編 至誠堂
17. 「福祉国家論 - 北欧三国を巡って - 」武藤光明編 社会思想社
18. 「西欧諸国における老人問題」E. W. パージェス

編 森幹郎記

19. 「スウェーデンの老人と福祉」平田富太郎 成文堂
20. 「老後問題」孝橋正一 創元新書
21. 「あなたの老後」毎日新聞学芸部編 帝国地方行政学会
22. 「老後生活の不安 老人問題を考えるために」国民生活センター
23. 「老年の社会学」ポール・パイヤ著 藤井良治訳 白水社
24. 「豊かな老後のために(国民会議報告書)」豊かな老後のための国民会議委員会
25. 「高齢社会における生きがい開発と福祉産業技術」財団法人機械振興協会経済研究所
26. 「社会保障を中心とする補助金制度の国際比較」政策科学研究所
27. 「高年令者層ならびに低所得者層における『現在の生活満足』および『将来の生活不安』意識に関する数量化理論・第II類による分析」公文俊平ほか 経済企画庁 経済研究所 経済分析第43号
28. 「福祉社会日本の条件」江見康一, 加藤寛, 木下和夫 中央経済社
29. 「長期展望(西暦2000年)作業参考資料」国土庁 計画調整局

(人 口)

1. 「日本の将来推計人口」(昭和50年2月推計)厚生省人口問題研究所
2. 「日本の人口」毎月新聞人口調査会編
3. 「日本人口と経済」南亮三郎 千倉書房
4. 「わが国人口年齢構造の変動と国際比較」山口喜一 人口問題研究第124号

(労 働)

1. 「労働白書」(各年版)労働省
2. 「労働力の国際比較」司馬正司 東洋経済新報社
3. 「高齢者雇用問題に関する資料集」(昭和50年3月)雇用促進事業団職業研究所
4. 「定年制に関する医学心理学的研究」労働社
5. 「定年到達者の就業と生活の実態(昭和45年定年到達者調査結果の概要)」労働省労政局労政課
6. 「定年制を考える」日本労働協会
7. 「高齢者就労の実態 74」東京都社会福祉協議会

(医 療)

1. 「国民医療を見る眼 ヨーロッパ医学制度を中心

として」江見康一編著 勁草書房

2. 「医療費の統計と分析」市川洋ほか 経済企画庁 経済研究所研究シリーズ第29号
3. 「社会保険と所得階層別分布」市川洋ほか 経済企画庁経済研究所 経済分析第41号
4. 「医療費の需要要因」市川洋ほか 同上 経済分析第45号

(年 金)

1. 「各国の年金制度」厚生省年金局企画課編 厚生出版社
2. 「老後の豊かな生活のために(ヨーロッパ年金調査団報告)」総評
3. 「年金の将来推計」市川洋ほか 経済企画庁経済研究所 経済分析第45号
4. 「年金財政の予測モデル」市川洋 季刊「現代経済」No.19
5. 「国民年金法の一部改正に伴う財政計算結果の概要(昭和48年11月)」厚生省年金局
6. 「厚年金保険法の一部改正に伴う財政計算結果の概要(昭和48年11月)」同上

(家 族)

1. 「図説家族問題」湯沢雅彦 NHKブックス
2. 「核家族時代」松原治郎 同上
3. 「家族」ウイリアム・J. グード著 至誠堂

(実態調査等)

1. 「老後の生活と意識に関する調査」昭和49年4月 総理府老人対策室
2. 「全国老人実態調査結果報告書」財団法人老人福祉研究会
3. 「『都市中高年者層調査』結果分析報告書」昭和50年3月 財団法人日本都市センター
4. 「東京都老人福祉基礎調査報告」昭和46年 東京都
5. 「老後に関する意識調査報告書」昭和46年 東京都
6. 「神奈川県における高齢者生活実態調査報告書」昭和47年 神奈川県
7. 「宮崎県における老人のすがた」昭和47年 宮崎県
8. 「京都市老人実態基礎調査報告書」昭和47年 京都市
9. 「老人の生活実態及び健康に関する調査報告書」昭和50年2月 東京都
10. 「神奈川県における『ねたきり』老人の実態 昭

高齢化社会の諸問題

- 和45年『ねたきり』老人生活実態調査結果」神奈川県
11. 「一人ぐらし老人の実態」昭和45年 東京都社会福祉協議会
- (統計その他)
1. 「社会保障統計年報」(各年版) 社会保険庁
2. 「厚生行政基礎調査」(") 厚生省
3. 「社会福祉施設調査報告」(") 厚生省
4. 「生活保護動態調査報告」(") 厚生省
- (SD関係)
1. “Industrial Dynamics” Jay W. Forrester M. I. T. press (1961)
2. 「アーバン・ダイナミックス」小玉陽一訳 日本経営出版会
3. 「ワールド・ダイナミックス」 同上 同上
4. 「成長の限界」大来佐武郎訳 ダイヤモンド社
5. 「システム・ダイミックス」「bit」臨時増刊 1973 共立出版

資 料

< 資 料1 >

「高齢化社会モデル」主要変数一覧

(*印は外生及び政策変数)

	変数記号	変 数 名		変数記号	変 数 名	
人 口	<i>PA</i> *	0~14歳人口	年 金	<i>NKB</i>	国民年金国庫補助額	
	<i>PB</i> *	15~59歳人口		<i>NKIK</i>	" 一人当り給付額	
	<i>PC</i> *	60~64歳人口		<i>NKIR</i> *	" 給付率	
	<i>PD</i> *	65~69歳人口		<i>NKHR</i> *	" 保険料率	
	<i>PE</i> *	70歳~人口		余 暇	<i>TL\bar{O}</i>	老人余暇時間(一人当り)
	<i>PS</i> *	15~24歳人口			<i>TL$\bar{O}S$</i>	" 総余暇時間
	<i>PY</i>	若年(0~59歳)人口			<i>TLY</i>	若年余暇時間(一人当り)
	<i>P\bar{O}</i>	老人(60~)人口			<i>TLYS</i>	" 総余暇時間
	<i>P</i>	総 人 口		家 族	<i>TLE</i>	国民総余暇時間
	<i>S$\bar{O}P$</i>	若年人口の構成(<i>PS/PY</i>)			<i>TLB</i>	" 総就労時間
	<i>PR</i>	人口に占める老人の比率 (<i>P\bar{O}/P</i>)			<i>FR</i>	老人の同居率
	<i>P$\bar{O}A$</i>	老人人口の老齢化度(<i>PC/P\bar{O}</i>)			<i>P$\bar{O}WF$</i>	同居老人数
	<i>P$\bar{O}C$</i>	" (<i>PE/P\bar{O}</i>)		<i>P$\bar{O}D$</i>	別居 "	
	労 働	<i>L$\bar{O}R$</i>		老人労働力率	<i>FY</i>	一人ぐらし老人数
<i>L$\bar{O}N$</i>		老人労働力人口	<i>F$\bar{O}N$</i>	老人単独世帯数		
<i>LD\bar{O}</i>		老人労働力需要	<i>NHH</i>	若年世帯数		
<i>LD$\bar{O}R$</i>		需要からみた老人労働力率	<i>RTC</i>	若年世帯のうち同居世帯比率		
<i>LPYR</i>		若年労働力率	<i>NHHS</i>	総世帯数		
<i>LFY</i>		若年労働力人口	<i>MNHHS</i>	世帯人員		
<i>LF</i>		労働力人口	<i>FNHH</i>	世帯の老齢化度		
<i>LFR</i>		人口に占める労働力人口の比率	要 保 護	<i>SH</i>	医療施設	
<i>LD</i> *	労働力需要	<i>SHD</i>		必要医師数		
年 金	<i>NWC</i>	厚生年金年間積立額		<i>SHN</i>	" 看護婦数	
	<i>NWA</i>	" 年間取崩額		<i>SHY</i>	病人数/医療施設	
	<i>NWT</i>	" 残高		<i>HC</i>	要保護老人比率	
	<i>NSI</i>	" 運用利子		<i>HCP</i>	要保護老人数	
	<i>NSH</i>	" 保険料総額		<i>HSN</i>	入院老人数	
	<i>NSC</i>	" 事業主負担		<i>H</i>	在宅保護老人数	
	<i>NSKT</i>	" 給付総額		<i>HM</i>	必要看護人数(在宅保護)	
	<i>NSB</i>	" 国庫補助額		<i>HEP</i>	老人収容施設	
	<i>NSIK</i>	" 一人当り給付額		<i>HEPS</i>	施設収容老人数(病弱)	
	<i>NSIR</i> *	" 給付率		<i>HEPH</i>	施設従事者数	
	<i>NSHR</i> *	" 保険料率		<i>HFY</i>	施設収容老人数(老人ホーム)	
	<i>NKC</i>	国民年金年間積立額		<i>FH\bar{O}</i>	未収容1人暮らし老人数	
	<i>NKA</i>	" 年間取崩額	<i>HA</i>	生活保護老人比率		
	<i>NKT</i>	" 残高	<i>HAP</i>	" 数		
<i>NKI</i>	" 運用利子	<i>HAC</i>	生活保護財政支出			
<i>NKHT</i>	" 保険料総額	<i>HDC</i>	在宅保護 "			
<i>NKKY</i>	" 給付総額	<i>HEC</i>	施設収容老人 "			

資 料

	変数記号	変 数 名		変数記号	変 数 名
医 療	<i>S\bar{O}R</i>	老人病人比率	老 人 所 得	<i>LMN</i>	就労老人の就労所得
	<i>S\bar{O}</i>	老人病人数		<i>A\bar{O}N</i>	資産所得老人の資産所得
	<i>SY</i>	若年病人数		<i>ISMN</i>	被扶養老人の被扶養所得
	<i>SY\bar{O}</i>	老人病人/総病人		<i>ESR</i>	公的扶助水準(年金/支出)
	<i>SCNR</i>	老人医療費個人負担割合	若 年 所 得	<i>\bar{O}YR</i>	老人対若年の所得格差
	<i>SCBR</i> *	" 公費負担割合		<i>LPR</i>	若年就労者1人当り就労所得
	<i>SCM</i>	老人病人一人当り必要医療費		<i>LYS</i>	若年総就労所得
	<i>SC\bar{O}</i>	老人医療費総額		<i>LPYP</i>	若年人口一人当り就労所得
	<i>SC</i>	国民総医療費		<i>IY</i>	" 可処分所得
	<i>SR</i>	老人医療費/国民医療費		<i>LPYPR</i>	若年の可処分所得率
	<i>SCR</i>	国民総医療費/GNP		<i>BPR</i>	" 租税負担率
	<i>SBI</i>	老人医療費公費負担額		<i>AA</i>	若年人口一人当りの老人扶養負担
	<i>SCKB</i>	" 健保財政負担額		<i>\bar{O}UT</i>	老人対若年の相対所得
	老 人 所 得	<i>IR</i>		老人一人当り年間所得	老 人 所 得
<i>ER</i>		" 年間支出	財 政	<i>BA</i>	
<i>I\bar{O}M</i>		" 就労所得		<i>NB</i>	年金財政支出
<i>IA\bar{O}</i>		" 資産所得		<i>SB</i>	医療 "
<i>IP\bar{O}</i>		" 年金所得		<i>HB</i>	要保護老人 "
<i>IN\bar{O}</i>		" 恩給受給額		<i>LB</i>	就労対策 "
<i>IS\bar{O}</i>		" 被扶養所得		<i>EB</i>	余暇関係財政支出
<i>IPA</i>		" 稼得所得		<i>N\bar{O}S</i>	恩 給 "
<i>EC</i>		" 生活費		<i>BGR</i>	老人関係財政支出/GNP
<i>EL</i>		" 余暇費		<i>GNP</i>	GNP
<i>ES</i>		" 医療費		<i>GNPI</i>	GNP 指数
<i>A\bar{O}R</i>		老人の資産所得者比率	<i>GPCI</i>	人口一人当りGNP 指数	
<i>IS\bar{O}R</i>		" 被扶養所得者比率			
<i>N\bar{O}R</i>		" 恩給受給者比率			

<資料2>

「高齢化社会モデル」主要変数の

セクター〔人口〕

	P^* (総人口)	PY (若年人口)	$P\bar{O}$ (老人人口)	PA^* (0~14歳人口)
昭 40 年	9,826	8,874	952	2,514
45	10,467	9,352	1,115	2,515
50	11,150	9,852	1,298	2,740
55	11,800	10,326	1,474	2,932
60	12,331	10,616	1,715	2,973
65	12,759	10,729	2,030	2,827
70	13,143	10,793	2,350	2,717
75	13,515	10,904	2,611	2,759
80	13,840	10,973	2,867	2,869
85	14,062	10,872	3,190	2,918
90	14,177	10,879	3,298	2,867
95	14,239	10,990	3,249	2,795
100	14,297	11,100	3,197	2,784
単 位	万人	万人	万人	万人
備 考	厚生省 人口問題研究所の推 計値による	0~59歳人口 同左	60歳以上人口 同左	同左

セクター〔労働〕

	LF (労働力人口)			$L\bar{O}N$ (老人労働力人口)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭 40 年	4,787			432		
45	5,153			453		
50	5,335	5,335	5,335	509	508	509
55	5,512	5,435	5,372	539	462	399
60	5,624	5,534	5,481	587	497	444
65	5,677	5,594	5,570	568	485	461
70	5,652	5,596	5,598	546	490	492
75	5,689	5,602	5,624	547	460	483
80	5,679	5,579	5,620	570	470	511
85	5,658	5,541	5,607	672	555	621
90	5,691	5,559	5,611	707	575	627
95	5,747	5,631	5,669	682	566	604
100	5,809	5,694	5,741	690	576	622
単 位	万人			万人		
備 考						

資 料

シミュレーション結果一覧表

(*印は外生及び政策変数)

<i>PB</i> [*] (15~59歳人口)	<i>PC</i> [*] (60~64歳人口)	<i>PD</i> [*] (65~69歳人口)	<i>PE</i> [*] (70歳~人口)	<i>PR</i> (人口に占める 老人の比率)
6,360	334	256	362	9.7
6,837	375	301	439	10.7
7,112	421	340	537	11.6
7,394	442	383	649	12.5
7,643	503	405	780	13.9
7,902	651	487	892	15.9
8,076	722	596	1,032	17.9
8,145	732	661	1,218	19.3
8,104	791	670	1,406	20.7
7,954	928	723	1,539	22.7
8,012	788	851	1,659	23.3
8,195	686	721	1,842	22.8
8,316	711	628	1,858	22.4
万人	万人	万人	万人	%
同左	同左	同左	同左	$\frac{\text{60歳以上人口}}{\text{総人口}} \times 100$

<i>LOR</i> (老人労働力率)			<i>LFR</i> (就労人口比率)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
45.4			48.9		
41.1			48.6		
39.2	39.2	39.2	47.8	47.8	47.9
36.6	31.4	27.1	46.7	46.1	45.5
34.2	29.0	25.9	45.6	44.9	44.4
28.0	23.9	22.7	44.5	43.8	43.7
23.2	20.8	20.9	43.0	42.6	42.6
21.0	17.6	18.5	42.1	41.4	41.6
19.9	16.4	17.8	41.0	40.3	40.6
21.1	17.4	19.5	40.2	39.4	39.9
21.4	17.4	19.0	40.1	39.2	39.6
21.0	17.4	18.6	40.4	39.5	39.8
21.6	18.0	19.5	40.6	39.8	40.2
%			%		
			労働力人口/総人口		

セクター〔年金(1)〕

	NWC (厚生年金年間積立額)			NWA (厚生年金年間取崩額)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	4,990			319		
45	13,470			1,360		
50	30,143	30,143	30,412	4,124	4,124	3,093
55	82,336	109,080	73,316	16,945	22,471	23,760
60	203,230	309,920	162,970	56,607	84,910	68,528
65	414,470	661,210	344,840	168,980	220,800	160,530
70	780,610	1,309,300	689,160	449,680	529,620	363,620
75	1,369,200	2,328,300	1,247,000	933,050	1,192,200	782,860
80	2,277,900	3,877,400	2,126,900	1,919,700	2,645,000	1,622,300
85	3,608,100	6,077,500	3,233,800	3,620,000	5,309,300	2,994,700
90	5,653,400	9,260,200	4,756,800	5,601,000	8,712,800	4,972,400
95	8,464,200	13,621,000	6,892,200	8,462,900	13,164,000	7,785,700
100	13,403,000	21,163,000	10,558,000	12,355,000	19,219,000	11,211,000
単 位	億円			億円		
備 考						

セクター(年金(2))

	NSKT (厚生年金給付総額)			NSB (厚生年金国庫補助額)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	399			80		
45	1,700			340		
50	5,156	5,156	5,156	1,031	1,031	2,062
55	21,182	28,089	39,601	4,236	5,618	15,840
60	70,759	106,130	114,210	14,151	21,227	45,685
65	211,230	276,000	267,560	42,246	55,201	107,020
70	562,100	662,030	606,040	112,420	132,400	242,410
75	1,166,300	1,490,200	1,304,700	233,260	298,050	521,910
80	2,399,700	3,306,300	2,703,800	479,940	661,260	1,081,500
85	4,525,000	6,636,700	4,991,200	905,000	1,327,300	1,996,400
90	7,001,300	10,891,000	8,287,400	1,400,200	2,178,200	3,314,900
95	10,578,000	16,455,000	12,976,000	2,115,700	3,291,100	5,190,400
100	15,444,000	24,024,000	18,685,000	3,088,900	4,804,900	7,474,300
単 位	億円			億円		
備 考						

資 料

<i>NWT</i> (厚生年金残高)			<i>NSH</i> (厚生年金保険料総額)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
14,414			2,048		
50,168			5,180		
135,010	135,010	139,360	10,886	10,886	10,886
331,480	364,360	318,880	30,891	43,248	26,773
798,430	1,031,500	645,020	76,863	122,980	61,491
1,718,800	2,538,100	1,273,000	153,950	251,920	132,964
3,133,600	5,356,400	2,446,700	293,160	488,600	268,730
5,004,700	9,961,700	4,347,000	529,490	855,340	488,760
7,118,500	15,989,000	6,799,000	918,290	1,443,000	852,700
8,344,400	21,584,000	8,953,700	1,545,400	2,369,600	1,339,300
8,341,300	25,092,000	9,413,100	2,658,100	3,852,200	2,086,600
8,487,200	27,649,000	7,150,500	3,968,900	5,953,400	3,224,800
10,178,000	32,328,000	2,913,300	6,386,200	9,579,400	5,188,800
億円			億円		

<i>NSIR</i> * (厚生年金給付率)			<i>NSHR</i> * (厚生年金保険料率)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
16			2.5		
16			2.5		
16	16	16	2.5	2.5	2.5
23	31	43	3.8	5.3	3.3
30	45	70	5.0	8.0	4.0
38	49	70	5.5	9.0	4.8
45	53	70	6.0	10.0	5.5
45	58	70	6.5	10.5	6.0
45	62	70	7.0	11.0	6.5
45	66	70	7.5	11.5	6.5
45	70	70	8.0	12.0	6.5
45	70	70	8.0	12.0	6.5
45	70	70	8.0	12.0	6.5
%			%		
若年平均賃金に対する率			同 左		

セクター〔年金(3)〕

	NKC (国民年金年間積立額)			NKA (国民年金年間取崩額)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	511			20		
45	1,986			103		
50	4,036	4,036	4,036	1,655	1,655	1,240
55	20,689	28,839	24,695	7,993	10,780	11,564
60	62,386	92,410	75,446	26,374	39,561	46,132
65	125,440	181,500	145,680	68,528	90,458	95,892
70	223,460	334,440	268,080	157,230	188,680	183,340
75	411,980	584,830	456,480	291,820	376,130	340,290
80	711,970	986,820	754,490	514,990	709,550	600,520
85	1,120,700	1,570,100	1,173,100	845,490	1,240,000	985,920
90	1,687,400	2,377,500	1,742,100	1,463,800	2,277,100	1,706,900
95	2,536,800	3,491,400	2,581,500	2,256,900	3,510,800	2,631,800
100	3,725,300	5,012,900	3,735,400	3,197,900	4,974,600	3,729,100
単 位	億円			億円		
備 考						

セクター〔年金(4)〕

	NKKY (国民年金給付総額)			NKB (国民年金国庫補助額)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	20			130		
45	103			535		
50	2,481	2,481	2,481	826	826	1,240
55	11,982	16,162	23,129	3,390	5,382	11,564
60	39,541	59,312	92,264	13,167	19,751	46,132
65	102,740	135,610	191,780	34,213	45,161	95,892
70	235,730	282,880	366,690	78,499	94,199	183,340
75	437,520	563,910	680,580	145,690	187,780	340,290
80	772,100	1,063,700	1,201,000	257,110	354,250	600,520
85	1,267,600	1,859,100	1,971,800	422,110	619,100	985,920
90	2,194,700	3,413,900	3,413,900	730,830	1,136,800	1,706,900
95	3,383,700	5,263,600	5,263,600	1,126,700	1,752,700	2,631,800
100	4,794,500	7,458,200	7,458,200	1,596,500	2,483,500	3,729,100
単 位	億円			億円		
備 考						

資 料

NKT* (国民年金残高)			NKHT* (国民年金保険料総額)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
1,946			260		
6,129			1,071		
16,725	16,725	16,725	2,999	2,999	2,999
45,659	54,532	48,988	17,858	25,458	21,658
149,070	204,740	145,430	53,144	79,716	66,430
370,550	540,300	329,750	102,460	148,010	125,230
697,690	1,099,200	642,480	190,210	266,290	228,250
1,160,200	1,953,700	1,130,000	340,050	463,700	386,420
1,900,400	3,139,100	1,787,600	594,140	762,190	643,660
3,037,000	4,646,600	2,629,700	932,420	1,282,000	1,010,100
4,363,400	5,971,800	3,340,800	1,416,900	2,007,300	1,535,000
5,589,000	6,266,300	3,367,000	2,190,200	3,102,900	2,372,800
7,414,000	6,234,000	3,186,500	3,965,700	4,626,400	3,537,800
億円			億円		

NKIR* (国民年金給付率)			NKHR* (国民年金保険料率)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
6.5			0.7		
6.5			0.7		
6.5	6.5	6.5	0.7	0.7	0.7
10.8	14.5	20.8	2.4	3.9	2.9
15.0	22.5	35.0	4.0	6.0	5.0
18.8	24.8	35.0	4.5	6.5	5.5
22.5	27.0	35.0	5.0	7.0	6.0
22.5	29.0	35.0	5.5	7.5	6.3
22.5	31.0	35.0	6.0	8.0	6.5
22.5	33.0	35.0	6.0	8.3	6.5
22.5	35.0	35.0	6.0	8.5	6.5
22.5	35.0	35.0	6.0	8.5	6.5
22.5	35.0	35.0	6.0	8.5	6.5
%			%		
若年平均賃金に対する比率			同 左		

セクター〔余 暇〕

	<i>TLE</i> (国民総余暇時間)			<i>TL\bar{O}S</i> (老人総余暇時間)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	49,615			6,692		
45	55,230			8,249		
50	60,493	60,495	60,491	9,746	9,748	9,744
55	66,358	66,826	67,210	11,425	11,893	12,277
60	72,634	73,187	73,515	13,687	14,239	14,567
65	79,418	79,934	80,081	17,192	17,708	17,855
70	86,339	86,693	86,681	20,848	21,202	21,190
75	91,692	91,852	91,852	23,823	23,983	23,983
80	96,645	96,645	96,645	26,651	26,651	26,651
85	100,360	100,580	100,580	29,649	29,873	29,873
90	103,050	103,360	103,360	30,801	31,111	31,111
95	105,090	105,300	105,300	30,661	30,872	30,872
100	106,750	107,080	107,080	30,263	30,598	30,598
単 位	時間(1日当り)			時間(1日当り)		
備 考						

セクター〔家 族(1)〕

	<i>FR</i> (老人の同居率)			<i>P\bar{O}WF</i> (同居老人数)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	79.7			759		
45	75.2			839		
50	69.6	69.6	69.6	904	904	904
55	66.5	66.3	65.4	980	977	964
60	63.4	60.5	60.8	1,087	1,038	1,043
65	61.8	59.2	59.7	1,255	1,201	1,221
70	59.2	56.2	57.3	1,391	1,320	1,346
75	57.0	52.5	54.6	1,489	1,370	1,425
80	53.3	45.4	49.7	1,527	1,300	1,426
85	49.1	36.2	45.9	1,567	1,155	1,463
90	46.9	34.5	43.0	1,545	1,139	1,418
95	46.9	34.5	42.0	1,523	1,122	1,364
100	46.3	34.5	41.5	1,482	1,104	1,328
単 位	%			万人		
備 考						

資 料

<i>TLO</i> (老人一人当余暇時間)			<i>TLYS</i> (若年総余暇時間)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
7.0			42,922		
7.4			46,981		
7.5	7.5	7.5	50,747	50,747	50,747
7.8	8.1	8.3	53,932	54,932	54,932
8.0	8.3	8.5	58,947	58,947	58,947
8.5	8.7	8.8	62,225	62,225	62,225
8.9	9.0	9.0	65,491	65,491	65,491
9.1	9.2	9.2	67,868	67,868	67,868
9.3	9.3	9.3	69,994	69,994	69,994
9.3	9.4	9.4	70,713	70,713	70,713
9.3	9.4	9.4	72,254	72,254	72,254
9.4	9.5	9.5	74,433	74,433	74,433
9.5	9.6	9.6	76,489	76,489	76,489
時間(1日当り)			時間(1日当り)		

<i>P\bar{O}D</i> (別居老人数)			<i>FY</i> (一人暮らし老人数)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
193			56		
276			80		
394	394	394	115	115	115
494	498	510	146	147	151
628	677	672	187	201	200
775	829	819	229	245	242
959	1,030	1,004	283	304	297
1,122	1,241	1,186	335	370	354
1,340	1,567	1,441	404	472	434
1,623	2,035	1,727	488	611	519
1,753	2,159	1,880	531	654	569
1,726	2,127	1,885	539	664	588
1,715	2,093	1,869	539	657	587
万人			万人		

セクター〔家族(2)〕

	NHHS (総世帯数)			FON (老人単独世帯数)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	2,408			155		
45	2,783			221		
50	3,232	3,232	3,232	315	315	315
55	3,579	3,581	3,592	395	397	408
60	3,914	3,953	3,949	502	541	537
65	4,137	4,181	4,172	620	663	655
70	4,377	4,434	4,413	767	824	803
75	4,597	4,692	4,649	898	993	949
80	4,849	5,031	4,930	1,072	1,253	1,153
85	5,064	5,393	5,146	1,299	1,628	1,381
90	5,192	5,517	5,294	1,402	1,727	1,504
95	5,210	5,530	5,336	1,381	1,702	1,508
100	5,239	5,541	5,362	1,372	1,675	1,495
単 位	万世帯			万世帯		
備 考						

セクター〔家族(3)〕

	RTC (若年世帯のうち同居世帯比率)			MNHHS (世帯人員)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	26.9			4.08		
45	26.2			3.76		
50	24.8	24.8	24.8	3.45	3.45	3.45
55	24.6	24.6	24.2	3.30	3.29	3.29
60	25.5	24.3	24.5	3.15	3.12	3.12
65	28.5	27.3	27.5	3.08	3.05	3.06
70	30.8	29.3	29.8	3.00	2.96	2.98
75	32.2	29.6	30.8	2.94	2.88	2.91
80	32.3	27.5	30.2	2.85	2.75	2.81
85	33.3	24.5	31.1	2.78	2.61	2.73
90	32.6	24.0	29.9	2.73	2.57	2.68
95	31.8	23.4	28.5	2.73	2.57	2.67
100	30.7	22.8	27.5	2.73	2.58	2.67
単 位	%			人		
備 考	若年同居世帯数 / 若年世帯数			総人口 / 総世帯数		

資 料

<i>NHH</i> (若年世帯数)			<i>FNHH</i> (世帯の老齢化度)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
2,258			6.4		
2,563			7.9		
2,917	2,917	2,917	9.8	9.8	9.8
3,184	3,184	3,184	11.0	11.1	11.4
3,412	3,412	3,412	12.8	13.7	13.6
3,517	3,517	3,517	15.0	15.9	15.7
3,610	3,610	3,610	17.5	18.6	18.2
3,700	3,700	3,700	19.5	21.2	20.4
3,777	3,777	3,777	22.1	24.9	23.4
3,765	3,765	3,765	25.6	30.2	26.8
3,790	3,790	3,790	27.0	31.3	28.4
3,829	3,829	3,829	26.5	30.8	28.3
3,867	3,867	3,867	26.2	30.2	27.9
万世帯			%		
			老人単独世帯 / 総世帯数		

セクター〔要保護老人〕

	HCP (要保護老人数)			HSN (入院病人数)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	54.1			5.4		
45	67.5			5.9		
50	85.1	85.1	85.1	6.8	6.4	7.7
55	102.6	102.8	103.2	7.4	6.2	9.0
60	121.7	121.7	121.7	7.8	6.7	11.3
65	141.9	141.9	141.9	8.3	7.5	12.4
70	164.3	164.3	164.3	9.0	8.0	14.0
75	187.2	187.2	187.2	9.5	8.1	16.8
80	210.1	210.1	210.1	10.8	11.0	21.7
85	232.1	232.1	232.1	13.2	14.2	26.0
90	244.4	244.4	244.4	15.2	15.9	29.8
95	254.5	254.5	254.5	17.2	16.9	33.3
100	253.4	253.4	253.4	20.3	20.8	35.0
単 位	万人			万人		
備 考						

セクター〔医療(1)〕

	(総 病 人 数)			S \bar{O} (老人病人数)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	581			78		
45	673			112		
50	802	813	774	211	222	183
55	867	890	811	247	270	191
60	929	963	849	292	326	212
65	983	1,016	908	339	372	264
70	1,041	1,078	954	393	430	306
75	1,104	1,165	963	450	511	309
80	1,165	1,250	976	507	592	318
85	1,211	1,299	1,012	559	647	359
90	1,244	1,350	1,012	591	697	359
95	1,271	1,365	1,015	612	706	356
100	1,275	1,365	1,017	609	699	351
単 位	万人			万人		
備 考						

資 料

<i>H</i> (在宅保護老人数)			<i>HEPS</i> (施設収容老人数)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
43.5			5.2		
54.3			7.3		
67.9	68.3	67.0	10.5	10.5	10.5
80.5	81.9	79.5	14.7	14.7	14.7
94.8	95.9	91.4	19.0	19.0	19.0
110.3	111.2	106.2	23.3	23.3	23.3
127.8	128.7	122.8	27.6	27.6	27.6
145.9	147.3	138.6	31.8	31.8	31.8
163.2	163.0	152.3	36.1	36.1	36.1
178.6	177.5	165.7	40.4	40.4	40.4
184.6	183.9	170.0	44.6	44.6	44.6
188.4	188.7	172.3	48.9	48.9	48.9
180.0	179.4	165.3	53.2	53.2	53.2
万人			万人		
			ねたきり及び病弱者のみ		

<i>SY</i> (若年病人数)			<i>SY\bar{O}</i> (病人の老齢化度)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
503			13.4		
561			16.6		
591	591	591	26.3	27.3	23.6
620	620	620	28.5	30.4	23.6
637	637	637	31.4	33.9	24.2
644	644	644	34.5	36.6	29.1
648	648	648	37.7	39.9	32.1
654	654	654	40.7	43.8	32.1
658	658	658	43.5	47.4	32.5
652	652	652	46.2	49.8	35.5
653	653	653	47.5	51.6	35.5
659	659	659	48.1	51.7	35.1
666	666	666	47.8	51.2	34.5
万人			%		
			老人病人数/総病人数		

セクター〔医療(2)〕

	SC (国民総医療費)			SC \bar{O} (老人医療費総額)		
	ケース	ケース	ケース	C	C	C
昭和40年	12,588			1,813		
45	29,457			5,685		
50	69,110	70,264	66,383	20,743	21,896	18,015
55	132,360	136,520	122,700	42,931	47,088	33,266
60	249,500	260,020	225,150	88,828	99,347	64,476
65	458,470	475,480	418,900	178,160	195,170	138,590
70	827,740	860,980	750,410	349,600	382,850	272,280
75	1,462,300	1,552,100	1,254,900	663,650	753,460	456,200
80	2,493,000	2,696,100	2,044,100	1,202,900	1,406,000	753,980
85	4,090,700	4,419,500	3,344,400	2,082,900	2,411,700	1,336,600
90	6,518,300	7,133,800	5,181,100	3,409,700	4,025,200	2,072,500
95	10,110,000	10,939,000	7,870,400	5,365,800	6,194,800	3,125,600
100	14,799,000	15,961,000	11,499,000	7,802,700	8,965,200	4,503,300
単 位	億円			億円		
備 考						

セクター〔所得(1)〕

	IR (老人所得(1人当り))			IY (若年可処分所得)		
	ケース	ケース	ケース	C	C	C
昭和40年	22.1			19.9		
45	44.3			41.9		
50	87.8	87.8	87.9	79.7	79.7	79.7
55	150.6	146.4	150.4	136.3	133.9	136.9
60	256.3	259.6	268.9	231.1	222.8	233.0
65	427.6	436.0	450.7	397.5	380.9	399.3
70	721.4	741.6	758.2	664.4	632.7	665.3
75	1,183.5	1,271.2	1,262.4	1,086.8	1,033.4	1,086.2
80	1,957.2	2,285.4	2,149.7	1,708.9	1,617.7	1,701.6
85	3,205.7	3,936.9	3,502.9	2,620.2	2,467.3	2,614.3
90	4,988.0	6,334.2	5,576.5	4,016.3	3,768.6	4,024.6
95	7,573.8	9,715.3	8,661.4	6,098.8	5,722.8	6,109.1
100	11,241.0	14,379.0	12,763.0	8,909.0	8,361.5	8,929.6
単 位	万円			万円		
備 考						

資 料

<i>SR</i> (老人医療費/国民総医療費)			<i>SCR</i> (国民総医療費/GNP)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
14.4			3.84		
19.3			4.03		
30.0	31.2	28.1	4.59	4.67	4.41
32.4	34.5	27.1	4.71	4.87	4.37
35.6	38.3	28.6	4.86	5.07	4.39
38.9	41.0	33.1	5.00	5.19	4.57
42.2	44.5	36.3	5.17	5.38	4.69
45.4	48.5	36.4	5.37	5.70	4.61
48.3	52.1	36.9	5.57	6.03	4.57
50.9	54.6	40.0	5.73	6.19	4.68
52.3	56.4	40.0	5.85	6.40	4.65
53.1	56.6	39.7	5.98	6.47	4.66
52.7	56.2	39.2	5.97	6.44	4.64
%			%		

$\bar{o} UT$ (老人対若年の相対所得)			<i>IOM</i> (老人一人当就労所得)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
90.7			14.0		
95.4			26.0		
91.5	91.4	91.6	49.7	49.7	49.7
91.4	92.4	92.5	81.8	70.2	60.6
91.1	86.9	88.2	133.8	113.3	101.2
94.2	88.5	90.2	188.8	161.2	153.4
93.5	86.5	89.3	266.0	238.6	239.5
93.2	82.3	87.6	396.7	333.6	349.8
88.6	71.4	80.6	604.3	497.5	541.5
83.0	63.2	75.9	1,005.6	830.4	929.1
81.7	59.9	73.4	1,582.4	1,287.0	1,404.4
81.6	59.2	71.7	2,340.6	1,942.0	2,075.0
80.3	58.4	71.1	3,513.6	2,932.5	3,167.1
%			万円		
(若年可処分所得/老人所得) × 100					

セクター〔所得(2)〕

	IPO (老人一人当年金所得)			ER (老人一人当年間支出)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	1.7			16.4		
45	5.0			31.9		
50	14.4	14.4	14.4	64.8	64.7	64.9
55	33.8	45.0	63.8	111.1	107.8	110.4
60	71.4	107.1	133.6	188.7	189.5	197.6
65	171.7	225.1	251.2	317.9	322.6	335.4
70	376.9	446.3	459.5	533.7	545.3	562.4
75	681.8	873.3	844.0	882.0	928.3	939.3
80	1,228.0	1,691.9	1,511.8	1,452.4	1,651.7	1,590.0
85	2,015.6	2,956.2	2,422.8	2,081.3	2,871.5	2,612.9
90	3,095.0	4,814.5	3,938.3	3,747.4	4,669.9	4,174.1
95	4,770.1	7,420.2	6,231.5	5,702.8	7,223.2	6,516.5
100	7,027.0	10,930.0	9,077.2	8,497.2	10,760.0	9,706.0
単 位	万円			万円		
備 考						

セクター〔財政〕

	BA (老人関係財政支出総額)			NB (年金財政支出)		
	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
昭和40年	2,641			210		
45	7,798			875		
50	24,711	25,613	24,201	1,857	1,857	3,303
55	49,670	55,789	61,983	8,227	11,000	27,405
60	105,090	127,300	152,300	27,319	40,978	91,817
65	216,510	254,020	314,670	76,459	100,360	202,910
70	446,640	508,910	626,160	190,920	226,600	425,760
75	842,910	1,023,400	1,179,100	378,950	485,840	862,200
80	1,561,800	2,009,700	2,187,600	737,060	1,015,500	1,682,000
85	2,753,000	3,644,300	3,879,200	1,327,100	1,946,400	2,982,400
90	4,483,800	6,186,000	6,418,300	2,131,100	3,315,000	5,021,900
95	7,005,400	9,518,000	9,959,400	3,242,500	5,043,900	7,822,200
100	10,203,000	13,806,000	14,322,000	4,685,400	7,288,500	11,203,000
単 位	億円			億円		
備 考						

資 料

<i>ES</i> (老人一人当医療費)			<i>BPR</i> (若年の租税負担率)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
0.42			7.0		
0.89			7.0		
1.57	1.46	1.67	7.1	7.1	7.1
2.69	2.31	2.99	7.1	7.2	7.2
4.63	3.74	5.24	7.2	7.4	7.5
8.13	7.00	9.03	7.4	7.5	7.7
13.79	11.89	15.31	7.5	7.7	7.9
22.11	16.78	25.27	7.7	7.9	8.2
34.41	22.16	40.92	7.9	8.4	8.7
54.63	37.43	63.67	8.1	9.0	9.3
82.24	48.51	100.54	8.3	9.5	9.7
115.54	65.63	153.92	8.4	9.6	9.8
165.53	93.20	225.37	8.4	9.5	9.7
万円			%		
			租税/若年平均賃金		

<i>SB</i> (医療財政支出)			<i>BGR</i> (老人関係財政支出/GNP)		
ケース	ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
858			1.2		
2,813			0.9		
11,699	12,596	9,756	1.5	1.5	1.4
24,452	27,766	17,610	1.5	1.7	1.8
50,862	59,362	33,702	1.8	2.1	2.5
101,440	114,990	73,424	2.1	2.4	3.0
199,030	225,510	144,270	2.4	2.8	3.4
381,610	454,970	236,020	2.7	3.3	3.8
697,710	867,240	381,810	3.1	3.9	4.3
1,204,600	1,477,100	681,740	3.5	4.5	4.9
1,986,000	2,504,700	1,040,400	3.7	5.0	5.2
3,176,800	3,887,700	1,569,000	3.8	5.2	5.4
4,636,200	5,637,000	2,260,600	3.8	5.2	5.4
億円			%		